栄 区 連 会 配 布 資 料（9月）

資料No. 1
栄 警 察 署

1 栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

	令和8年			令和7年 1～8月累計	前年同期比(件)
	8月件数	1～7月累計	1～8月累計		
全認知件数	40	272	312	246	66
凶悪犯	0	2	2	4	−2
粗暴犯	5	32	37	24	13
窃盗犯	23	158	181	135	46
侵入盗犯	2	11	13	9	4
空き巣	0	1	1	1	0
その他	2	10	12	8	4
乗り物盗	7	54	61	56	5
自転車	5	31	36	36	0
オートバイ	2	21	23	15	8
自動車	0	2	2	5	−3
非侵入窃盗	14	93	107	70	37
ひったくり	0	0	0	0	0
部品ねらい	1	6	7	8	−1
車上ねらい	0	2	2	1	1
自動販売機ねらい	0	2	2	2	0
その他	13	83	96	59	37
知能犯	11	62	73	48	25
詐欺	11	59	70	47	23
その他	0	3	3	1	2
風俗犯	0	2	2	6	−4
その他の刑法犯	1	16	17	29	−12
占有離脱物横領	0	2	2	0	2

（暫定値のため数値が変動する可能性があります）

※ 参考事項
- ○ 凶悪犯 ～ 殺人、強盗、放火など
- ○ 粗暴犯 ～ 暴行、傷害、恐喝、脅迫など
- ○ 窃盗犯
 - ・ 侵入盗 ～ 空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
 - ・ 乗物盗 ～ 自動車、オートバイ、自転車
 - ・ 非侵入盗 ～ ひったくり、すり、置き引き、万引きなど
- ○ 知能犯 ～ 詐欺、横領、通貨偽造など
- ○ 風俗犯 ～ 強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
- ○ その他の刑法犯 ～ 占有離脱物横領、住居侵入など

県内の刑法犯認知件数	令和8年8月末現在(暫定値) 35,256件(前年同期比 +2,831件、+8.7%)

2　栄警察署における刑法犯検挙状況(1月から8月末まで)

	検挙件数	検挙人員
刑法犯全体	131	83
窃盗犯	80	41

3　栄区内における人身交通事故発生状況(1月から8月末まで)

	件数	前年同期比	高齢者関係事故	二輪車関係事故
発生	124	+41	42	48
死者	0	−1		
負傷者	147	+54		

4　特殊詐欺の認知状況

県内における令和8年1月から8月末までの認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	2,124	176億円
オレオレ詐欺	814	70億円
預貯金詐欺	173	1億3000万円
架空料金請求詐欺	186	4億3000万円
融資保証金詐欺	11	340万円
還付金詐欺	163	5億7000万円
その他の手口	80	8億8000万円
キャッシュカード詐欺盗	70	4100万円
SNS型投資詐欺	371	56億円
SNS型ロマンス詐欺	256	28億円

栄区内における令和8年1月から8月末までの認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	49	3億5000万円
オレオレ詐欺	13	1億6000万円
預貯金詐欺	2	99万円
架空料金請求詐欺	6	1900万円
融資保証金詐欺	0	0
還付金詐欺	6	700万
その他の手口	3	330万
キャッシュカード詐欺盗	1	0
SNS型投資詐欺	15	1億4000万円
SNS型ロマンス詐欺	3	1300万円

○栄防犯のつどい：10月13日(火)　午前10時から12時　栄公会堂
第一部：表彰・安全宣言他 第二部：県警音楽隊演奏、防犯落語（桂歌助 他）

（1）　自転車盗の被害状況（1～8月：36件）
昼間帯（7～19時）：13件
駐輪場内：26件
無施錠：21件
スポーツタイプ：14件、軽快車：10件、電動付：4件

（2）　神奈川県警では、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて公式アプリ「かながわポリス」をリリースしました。

「かながわポリス」には、
・「ピーガルくん安全メール」
・「犯罪・特殊詐欺情報」
・「痴漢撃退機能」
・「防犯ブザー機能」
など、様々な機能があります。

（3）　国際電話番号や詐欺の電話番号をブロックする、警察庁推薦のアプリ「特殊詐欺対策アプリ」をスマホにダウンロードしましょう。

・ ダウンロード、利用料は無料です。

（4）令和8年9月1日から、生活道路における自動車の法定速度が時速60キロから時速30キロに引き下げとなりました。
今回対象となる時速30キロに引き下げられる道路とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線等がない道路（＝生活道路）を指します。（※画像左）
反対に、中央線の他に、中央分離帯等が設けられ、自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路や、高速道路等はこの対象ではありません。（※画像右）
ただし、道路標識等により最高速度が指定されてる場合は、そちらが優先となります。中央線がない生活道路だからと言って、指定速度標識を見落とさないようにしましょう。


法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられる道路


60キロメートル毎時の法定速度が維持される道路

別添資料1

※ 町内別の街頭犯罪等認知件数(暫定値、8月末まで)

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	詐欺	その他	合計
本郷台駅前	桂町					1	4		2	12	19
	小菅ヶ谷町									1	1
	小菅ヶ谷1丁目	1				2	10	1	6	21	41
	小菅ヶ谷2丁目						2			3	5
	小菅ヶ谷3丁目				1				3	6	10
	小菅ヶ谷4丁目					1	1		1	4	7
	小山台1丁目								3	1	4
	小山台2丁目									1	1
上郷	犬山町									2	2
	尾月										0
	上之町									3	3
	亀井町								2		2
	桂台東									1	1
	桂台西1丁目					2			1	2	5
	桂台西2丁目									2	2
	桂台南1丁目									5	5
	桂台南2丁目								1		1
	桂台北					1			1		2
	桂台中									1	1
	公田町					5	4		2	13	24
笠間	笠間町										0
	笠間1丁目						5			3	8
	笠間2丁目	1					1		2	19	23
	笠間3丁目								2	7	9
	笠間4丁目						1		5	1	7
	笠間5丁目						1			6	7
	田谷町					1			1	4	6
	長尾台町								3	3	6

別添資料1

交番名	町名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	詐欺	その他	合計
元大橋	元大橋　1丁目								2	1	3
	元大橋　2丁目						1		1	1	3
	中野町					2				1	3
	若竹町								1		1
	柏陽						1			2	3
	鍛冶ヶ谷　1丁目					1				5	6
	鍛冶ヶ谷　2丁目					2			1	3	6
	鍛冶ヶ谷町										0
元大橋・庄戸	上郷町					1	3		5	7	16
上郷・庄戸	野七里　1丁目								2		2
庄戸	野七里　2丁目										0
	庄戸　1丁目										0
	庄戸　2丁目								1		1
	庄戸　3丁目		1								1
	庄戸　4丁目								2		2
	庄戸　5丁目										0
	東上郷町									2	2
	長倉町									2	2
豊田	本郷台　1丁目								2		2
	本郷台　2丁目								2		2
	本郷台　3丁目								1	1	2
	本郷台　4丁目								3		3
	本郷台　5丁目				1				2		3
	飯島町					4	2	1	6	27	40
	長沼町								4	3	7
	金井町										0
合計		2	1	0	2	23	36	2	70	176	312

栄区連会承認第 454 号

ニセ警察詐欺急増中!!



警察は以下の事項をすることはありません。

- ◆ SNS で連絡すること
- ◆ 警察手帳や逮捕状などの画像を送ること
- ◆ 逮捕すると言って金銭を要求すること

動画はこちら▼

警察庁・神奈川県警察

栄警察署・栄防犯協会　045-894-0110

迷惑電話防止機能付き機器の設置

神奈川県警察では、神奈川県防犯協会連合会と協力して、迷惑電話防止機能付き機器の

無償配布を行っています。

［数に限りがございます。
アンケートにご協力いただきます。］





※　電話機や通信回線の種類等により、設置出来ない場合があります。
詳しくは設置を希望する家の住所地を管轄する警察署へお問い合わせください。



迷惑電話防止機能付き機器は・・・

○　電話をかけてきた犯人に対して通話前に「通話を録音する」等と警告して、会話内容を録音します！

○　迷惑電話を自動判別して、通話をブロックします！

※機能は一例です。機器により異なります

資料№.２

栄区内の火災・救急状況について

区連会９月定例会資料
令和８年９月24日
栄　消　防　署

火災情報

令和8年8月31日現在

栄　区　内　火災発生状況

年別		令和8年 8月	令和8年 累計	令和7年	増△減
件数		5	21	11	10
火災種別	建物	2	13	8	5
	林野	0	0	0	0
	車両	0	0	1	△ 1
	船舶	0	0	0	0
	航空機	0	0	0	0
	その他	3	8	2	6
損害	焼損床面積	0	225	91	134
	死者	0	2	1	1
	負傷者	0	1	6	△ 5

横　浜　市　内　火災発生状況

年別		令和8年	令和7年	増△減
件数		473	529	△ 56
火災種別	建物	305	341	△ 36
	林野	1	0	1
	車両	40	41	△ 1
	船舶	0	2	△ 2
	航空機	0	0	0
	その他	127	145	△ 18
損害	焼損床面積	4,472	3,887	585
	死者	14	16 #	△ 2
	負傷者	72	83	△ 11

栄　区　内　主な出火原因

	種別	令和8年	令和7年	増△減
1	たばこ	6	3 1	3
2	こんろ	3	1	2
3	電気装置	2	0	2
4	電気機器	2	1	1
5	電灯・電話等の配線	1	0	1

横　浜　市　内　主な出火原因

	種別	令和8年	令和7年	増△減
1	放火（疑い含む）	91 #	99	△ 8
2	電気機器	77	70	7
3	たばこ	69	86 3	△ 17
4	こんろ	39	66	△ 27
5	配線器具	34	26	8

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況　＊（ ）内の数字は今月分

豊田地区	3		本郷第三地区	3	
笠間地区	1		上郷西地区	3	(1)
小菅ケ谷地区	2	(1)	上郷東地区	3	(2)
本郷中央地区	5	(1)	連合未加入	0	
			合　計	20	

８月中の火災

【8月2日 時間不明 小菅ヶ谷一丁目】アースプラザ敷地内において、木製屋外ベンチの座面を焼損
【8月6日 10:50 上郷町】学校敷地内において、屋外受水槽ポンプ室の壁面１㎡焼損
【8月7日 21:15 上郷町】いたち川沿いの斜面において、樹木の枝及び配電線40㎝焼損
【8月7日 23:30 桂台中】　２階建て店舗の１階変電設備室において、電気設備の一部と電気配線を焼損
【8月23日 17:45 犬山町】　住宅地の支柱に設置されたケーブルテレビ回線電源供給装置の格納箱内部及びバッテリー１台焼損

救急情報

令和8年8月31日現在

栄区内 救急状況				
年別	令和８年		令和７年	増△減
	８月	累計		
件数	716	4,907	5,242	△ 335
急病	562	3,559	3,898	△ 339
交通事故	16	148	138	10
一般負傷	108	939	939	0
その他	30	261	267	△ 6

横浜市内 救急状況			
年別	令和８年	令和７年	増△減
件数	159,995	163,639	△ 3,644
急病	110,069	114,373	△ 4,304
交通事故	5,537	5,756	△ 219
一般負傷	30,509	30,088	421
その他	13,880	13,422	458

火災から大切な命を守るために…

火災による被害を防ぐため、ご自宅の防火対策を確認しましょう



【住宅用火災警報器】

☐ 台所、寝室に設置している
☐ 階段に設置している
※寝室が２階以上の場合
☐ 10年を目安に交換している
☐ 点検方法を知っている

【電気火災】

☐ たこ足配線をしていない
☐ コードが家具の下敷きになっていたり、コードを束ねたまま使用していない
☐ 使用中に熱くなるプラグはない
☐ プラグはコンセントにしっかり差し込んでいる
☐ 膨張や発熱したリチウムイオン電池は使っていない

【火の取扱い】

☐ こんろの使用中はその場を離れない
☐ こんろの周囲を整理整頓している　☐ 寝たばこをしていない
☐ ろうそくや線香の火を放置していない
☐ ストーブの近くに燃えやすいものを置いていない
☐ ストーブは寝る前に消している

✓のつかなかった項目は要注意です！！



住宅防火対策も「よこはま防災eパーク」で。

お問合せ先　栄消防署総務・予防課　予防担当　☎／FAX　８９２－０１１９

資料 No.3

区連会９月定例会資料
令 和 ８ 年 ９ 月 24 日
栄消防署　総務・予防課

住宅防火対策に係る防災訪問について【情報提供】

１　事業の目的

栄消防署では、今年度も「防火・防災普及啓発」を目的として、防災訪問を実施します。

つきましては、貴地域におかれましては、防災訪問へのご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

２　お願いしたいこと

【区連長】　ご承知おきください。

【地区連長】　ご承知おきください。

【単位会長】　定例会等を通じて、情報提供をお願いします。
また、防災訪問を希望される場合は、下記連絡先までご一報ください。

３　訪問対象地域・世帯

(1) 自治会、町内会等から依頼のあった地域

(2) 個別に希望があった世帯

(3) 民生委員等から同行希望があった世帯

４　訪問方法

栄消防署職員が制服を着用し、職員証を携行して訪問します。

５　訪問内容

玄関先等で以下の確認・対応を行います。

(1)　住宅火災警報器の設置状況

(2)　コンロ、たばこ、暖房器具などの火気取扱状況

(3)　よこはま防災 e-パークを活用した住宅防災診断

(4)　御要望があれば、住宅用火災警報器の動作確認等を実施します。
所要時間は、１世帯あたり約５～10 分程度です。





住宅用火災警報器

栄消防署 総務・予防課 予防係
担当　川井、髙橋
電話　045-892-0119
メール　sy-sakaeyobo@city.yokohama.lg.jp

横浜市消防局
YOKOHAMA FIRE BUREAU

＼スマホでかんたん！／

住宅防災診断



ステップ❶

5～10問の質問に答えておうちの状況をチェック！



ステップ❷

結果に応じたアドバイスがもらえます。

いざという時に役立つ知識を、動画やクイズで楽しく学べます！



〈アクセス方法〉

方法① **よこはま防災e-パーク**で検索

方法② 右の二次元コードを読み取る

こちらから

※消防職員の訪問による、具体的なアドバイスを希望される方は裏面をご覧ください

お問合せ：横浜市消防局予防課（TEL 045-334-6406）

～消防職員の訪問による〈住宅防災診断〉のお知らせ～

建物火災の半数以上は**住宅**で発生しています。
自分ではなかなか気づくことが難しい火災危険等について、
消防職員から直接アドバイスを受けてみませんか？



対象世帯　訪問を希望する高齢者世帯等

すべて無料！

実施時間　10分～15分程度
（原則平日の9時00分～17時00分）

実施内容　・住宅用火災警報器の点検
・防火・防災に関するアドバイス 等



申込方法　お住いの区にある消防署へ電話等でお申込みください。

申込先一覧（電話・FAX共通）			
鶴見消防署	503-0119	金沢消防署	781-0119
神奈川消防署	316-0119	港北消防署	546-0119
西消防署	313-0119	緑消防署	932-0119
中消防署	251-0119	青葉消防署	974-0119
南消防署	253-0119	都筑消防署	945-0119
港南消防署	844-0119	戸塚消防署	881-0119
保土ケ谷消防署	342-0119	栄消防署	892-0119
旭消防署	951-0119	泉消防署	801-0119
磯子消防署	753-0119	瀬谷消防署	362-0119

⚠訪問する消防職員は、**制服** または **活動服**を着用し、**職員証**を携行しています。



資料No.4

区連会９月定例会資料
令和８年９月２４日
栄消防署警防課

ヘリコプター離着陸訓練の実施について【情報提供】

１　事業の趣旨

金井公園多目的広場において横浜市消防局のヘリコプターが離着陸訓練を行いますのでお知らせします。なお、この訓練では機体の見学や説明を行いますので、お気軽にお越しください。

２　お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。
【地区連長】ご承知おきください。
【単位会長】ご承知おきください。

３　訓練の概要

(1)　実施日時

令和８年 11 月 29 日（日）午前 10 時 00 分から正午まで

※当日の天候状況や災害の発生等により、急きょ訓練が中止となる場合があります。

(2)　場所

金井公園多目的運動広場（横浜市栄区金井町 315 番地）

※大規模災害や負傷者搬送などヘリコプターが活動するために「飛行場外離着陸場」として指定されています。

(3)　実施団体

栄消防署、栄消防団、消防航空隊、横浜緑地株式会社（指定管理者）

(4)　その他

ヘリコプターの飛来により騒音、強風等が発生するため、近隣の方へチラシを配布してお知らせします。

過去の訓練の様子





連絡先　横浜市栄消防署警防課長　京屋　範子　電話　045-892-0119

資料No.５

区連会９月定例会資料
令和８年９月２４日
栄区社会福祉協議会

令和８年９月24日

各自治会・町内会長　様

神奈川県共同募金会横浜市栄区支会
支会長　細田利明

令和8年度「赤い羽根共同募金運動」への協力について（お願い）

１　事業の趣旨

例年、10月1日より行われます赤い羽根共同募金運動に、格別のご理解ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年度も区内の各地域で行われているサロン活動やこども食堂、障害児者の支援事業等財源となります標記活動資金へのご協力につきまして、次のとおり募集させていただきますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

２　お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。
【地区連長】地区連合定例会にて情報提供をお願いいたします。
【単位会長】赤い羽根共同募金の募集にご協力をお願いいたします。

３　募集期間

令和8年10月1日(水)から令和9年3月31日(火)
※戸別募金については、令和8年12月末日までに納入くださいますようお願いいたします。

４　納入方法

共同募金関連資材一式に同梱してお送りする払込用紙（青枠線）にて、お近くの郵便局の窓口でお振込ください。払込用紙（青枠線）で払込みいただくと、手数料が免除になります。また、栄区社会福祉協議会の窓口［祝祭日を除く、月～金　午前9時～午後5時］においても受付をいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

令和7年度より、郵便局にて**払込により納入いただいた場合は、郵便局の「払込票兼受領証」をもって、領収書の代わり**とさせていただきます。改めて領収書等の発送はいたしませんので、ご了承ください。

なお、**領収書が必要な場合は、事務局までお申し出ください**。個別に対応させていただきます。

５　活動資金の使途内容

○共同募金・・・地域福祉の推進を図るために毎年募金目標額を定め、厚生労働大臣の告示によりおこなわれるよう法律で定められています。目標額（配分計画）は、前年の寄付額や民間の施設・団体の配分要望にもとづいて策定されます。

○年末たすけあい募金・・・共同募金活動の一環として行われています。新たな年を迎える時期に福祉活動を実施し、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう募金活動を実施しています。

事務担当：栄区社会福祉協議会　阿江・安田
電　話：894－8521　FAX：892－8974

令和8年度共同募金栄区支会目標額

募金目標額　12,522,890円

単位:円

募金の種類	地区名	対象世帯数	目標額	内訳	
				一般募金目標額	年末たすけあい目標額
戸別募金	豊田	7,514	2,366,910	1,916,070	450,840
	笠間	5,775	1,819,125	1,472,625	346,500
	小菅ヶ谷	4,995	1,573,425	1,273,725	299,700
	本郷中央	6,179	1,946,385	1,575,645	370,740
	本郷第三	3,967	1,249,605	1,011,585	238,020
	上郷西	3,046	959,490	776,730	182,760
	上郷東	3,090	973,350	787,950	185,400
	連合未加入	2,186	688,590	557,430	131,160
	小計	36,752	11,576,880	9,371,760	2,205,120
法人・街頭その他	事務局	－	946,010	946,010	
合　計		－	12,522,890	10,317,770	2,205,120

＊実施期間:令和8年10月1日～12月31日
＊対象世帯数は、令和8年4月1日現在の自治会・町内会加入世帯数から5%控除したものです。
＊目標額:対象世帯数×315円

見本

«※差し込みます»　様

神奈川県共同募金会横浜市栄区支会
支 会 長　細 田 利 明

令和８年度「赤い羽根共同募金運動」への協力について（お願い）

例年、10 月 1 日より行われます赤い羽根共同募金運動に、格別のご理解ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年度も区内の各地域で行われているサロン活動やこども食堂、障害児者の支援事業等財源となります標記活動資金へのご協力につきまして、次のとおり募集させていただきますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

1　募集期間

令和８年 10 月 1 日から令和９年 3 月 31 日まで

※戸別募金については、令和８年 12 月末日までに納入してくださいますようお願いいたします。

2　納入方法

共同募金関連資材一式に同梱している払込用紙（青枠線）にて、郵便局窓口でお振込ください。払込用紙（青枠線）で払込みいただくと、手数料が免除になります。また、栄区社会福祉協議会の窓口［祝祭日を除く、月～金　午前９時～午後５時］においても受付しております。

令和７年度より、郵便局で**納入いただいた場合は、「払込票兼受領証」をもって、領収書の代わり**とさせていただきます。改めて領収書等の発送はいたしませんので、ご了承ください。なお、**領収書が必要な場合は、事務局までお申し出ください。**個別に対応させていただきます。

3　活動資金の使途内容

○一般募金　地域福祉の推進を図るために毎年募金目標額を定め、厚生労働大臣の告示により行われるよう法律で定められています。目標額（配分計画）は、前年の寄付額や民間の施設・団体の配分要望に基づいて策定されます。

○年末たすけあい募金　共同募金活動の一環として行われています。新たな年を迎える時期に福祉活動を実施し、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう募金活動を実施しています。

4　募金目標額

一般募金（１世帯当たり 255 円）	￥※差し込みます
年末たすけあい募金（１世帯あたり 60 円）	￥※差し込みます
合計	**￥※差し込みます**

※募金目標額の算出方法（募金は任意であり、強制ではありません。）

対象世帯数×@315 円＝共同募金目標額合計

対象世帯数は、令和８年８月１０日時点での世帯数から５％控除したものです。

6　資材送付一覧

委嘱状	**※差し込みます**
封筒	**※差し込みます**
領収書　※１冊５０枚	**※差し込みます**
パンフレット	**※差し込みます**
ポスター	**※差し込みます**
赤い羽根　※１シート５０本	**※差し込みます**
実施要項	**1**
振込用紙	**1**

※資材が不足する場合は、担当までご連絡をお願いいたします。別途送付させていただきます。なお、ご不明な点がございましたら、下記事務局までお問い合わせください。

事務担当：
栄区社会福祉協議会　阿江・安田
電話：894－8521　FAX：892－8974

資料No.6

区連会９月定例会資料
令和８年９月２４日
栄区社会福祉協議会

令和８年９月２４日

各地区連合町内会会長　様

社会福祉法人
横浜市栄区社会福祉協議会
事務局長　田中　孝秀

「年末たすけあい助成金」実施のお知らせ【事業説明】

１　事業の趣旨

「年末たすけあい助成金」につきまして、今年度も実施することとなりましたので、ご案内いたします。

２　お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合会にて情報提供をお願いいたします。

【単位会長】定例会等での情報提供をお願いいたします。

３　助成金の概要

主に年末に行われる、生活に困難を抱える世帯や、高齢者、子どもたちを対象とする事業を支援する助成金です。詳細は別紙「令和８年度 年末たすけあい助成金 手引き」をご参照ください。

なお、ご不明な点がございましたら、お手数ですが、下記担当あてご連絡くださるようお願いいたします。

【事務局】　横浜市栄区社会福祉協議会
担当：根岸　安田（加）
横浜市栄区桂町２７９－２９
Tel ８９４－８５２１
Fax ８９２－８９７４

令和８年度　年末たすけあい助成金 手引き

年末たすけあい助成金は、年末たすけあい募金（共同募金）の配分金によって、栄区内で行われる生活に困難を抱える世帯や、高齢者、子どもたちを対象とする地域食堂や居場所づくり、見守り訪問活動を実施する団体の事業を支援し、地域と一体となり福祉の推進を図ることを目的に行います。

＊助成金額　　助成上限額　**５万円**

※助成額については、当該年度の募金実績、及び申込み件数により変動する場合があります。

※助成額については1,000円未満を切り捨てとします。

＊助成条件

（１）**令和８年11月～令和９年２月の間に**栄区内で行われる居場所づくりや地域食堂、訪問活動等、生活に困難を抱える世帯や高齢者、子ども等に対し見守り活動を実施すること。

例）地域（子ども）食堂、学習支援、ひきこもり支援、会食会、年末訪問等

（２）年間を通じ活動をしている場合でも、助成金は令和８年11月～令和９年２月の間に行う事業にのみ使用すること。

（３）申込みは原則として１団体１事業とします。以下の項目に該当する場合は、同一団体とみなし、申込みは不可とします。

・振込先が同一であること

・主たる役職者（代表者等）が複数の団体で兼任している場合

＊助成対象外団体

（１）法人格を持っている団体（特定非営利活動法人を除く）

＊助成対象外事業

（１）営利を目的とした事業

（２）さかえふれあい助成金を受けている事業

（３）栄区や横浜市を含む地方公共団体等から他の補助金を受けている事業（栄区みんなが主役のまちづくり協働推進事業、横浜市サービス・活動Ｂ等補助事業等）

（４）横浜市社会福祉協議会からの補助・委託事業（よこはまふれあい助成金、善意銀行配分事業、福祉バスを利用する事業等）

（５）公的サービス事業と同一事業
※公的サービス事業を実施している団体で、公的サービス事業対象者以外の方へ同様のサービスを提供している場合も対象となりません。
（６）宗教の教義を広め、信者を教化育成することを目的とする事業
（７）政治上の主義を推進することを目的とする事業
（８）会議・役員会・打合せ会・特定の目的のために資金を集める事業

＊申請について

（１）提出書類
助成を希望する団体は、次の書類を提出してください。
〇令和８年度年末たすけあい助成金申請書（様式1）
〇団体の活動がわかるパンフレット、チラシ等

※郵送・メール・窓口持参での受付となります。
※新規に申請する団体については、事前に電話等にてご相談ください。

（２）提出・相談先

社会福祉法人　横浜市栄区社会福祉協議会
〒247-0005　横浜市栄区桂町279-29
TEL:045-894-8521　FAX:045-892-8974
Email:negishi00@yokohamashakyo.jp

（３）申請受付期間・日時
◇期間：令和８年１１月２日（月）～１１月２０日（金）
◇日時：月～金（祝日を除く）
９：００～１１：３０/１３：００～１６：３０
※申請受付期間以外の申込みは受付できませんのでご了承ください。

＊申請後のスケジュール

＜日付＞	＜内容＞
11月2日(月) ～11月20日(金)	【申請受付期間】 助成金申請書等提出
12月上旬	審査
12月中旬	助成結果通知の送付 振込依頼書の受付（助成が決定した場合）
随時	助成金の振り込み（助成が決定した場合）
事業終了１か月以内	助成金報告書（様式２）・チラシ等提出締切

資料No.7

区連会９月定例会説明資料
令和８年９月２４日
健康福祉局高齢健康福祉課

第 10 期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはまポジティブエイジング計画）の市民意見募集について

１　趣旨

令和９年度から令和 11 年度までの３年間を計画期間とする「第 10 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（以下「第 10 期計画」という。）」の策定に向けた市民意見募集（パブリックコメント）の実施について御説明します。

２　お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。
【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。
【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

３　計画の位置づけ

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法・介護保険法に基づき策定する、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画です。

また、「認知症施策推進計画」は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法において市町村が策定するよう努めることとされた計画です。これら３つの計画を合わせて「よこはまポジティブエイジング計画」としています。

この計画に基づき、３年間の

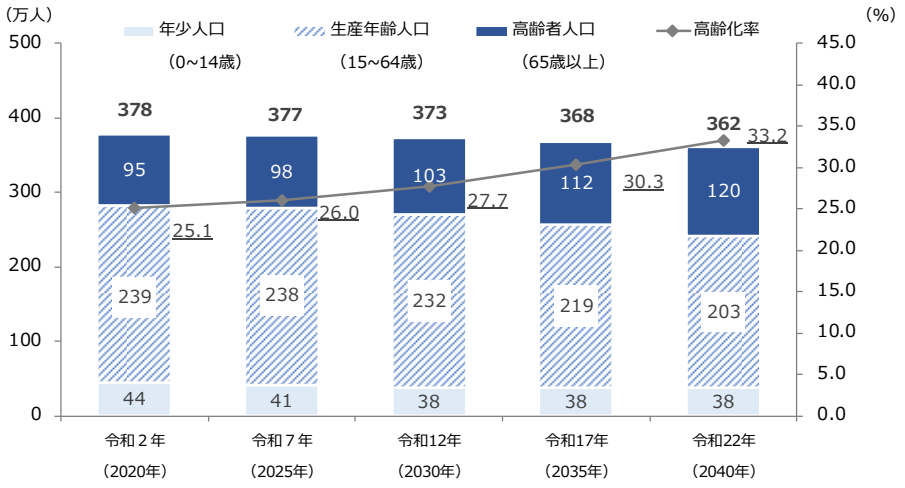
- 高齢者施策の方向性
- 介護保険サービスの見込量（施設整備方針含む）
- 第１号被保険者（65 歳以上）の介護保険料　等を決定します。

４　高齢者を取り巻く状況

(1) 高齢者人口の増加

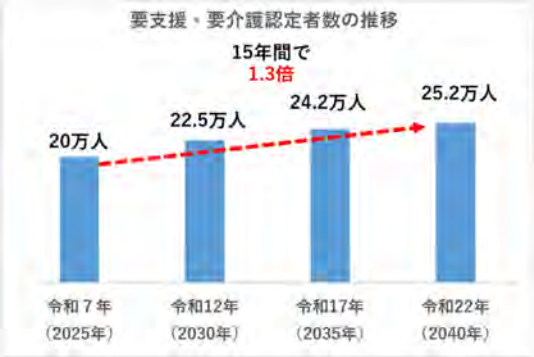
本市の総人口は減少する一方、高齢者人口（65 歳以上）は引き続き増加傾向であり、2040 年には 120 万人に増加し、市内人口の３人に１人が高齢者になると推計されています。

また、生産年齢人口については減少が見込まれます。



(2) 要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数の増加

高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数ともに増加が予想され、2040 年にかけて、介護・医療ニーズの急増が見込まれることから、介護サービスの一層の充実が必要となります。





5　素案の概要

(1) 基本目標

第９期計画から引き続き、「ポジティブ エイジング」としました。

(2) ロジックモデルの活用

第 10 期計画策定においては、「市民の実感」を評価軸とした「目指すべき状態」を「成果指標（アウトカム）」として設定し、施策・事業の進捗管理を適時適切に実施します。

(3) 取組の柱

基本目標	2040年に目指す姿(長期アウトカム)
ポジティブ エイジング 誰もが、いつまでも、 どんなときも、 自分らしくいられる 「横浜型地域包括ケア システム」を社会全体で紡ぐ 横浜市中期計画2026～2029 における政策指標・政策効果 市民の皆様の暮らしの意識：高齢者にとって暮らしやすいまちとなっている／高齢者に とって 暮らしやすい まちだと 答えた市民 の割合 中間的な政策効果：高齢者が自分の望む生活スタイルで暮らしている／高齢期を ポジティブに イメージ している人 の割合	**Ⅰ 誰もが安心して、安全に暮らせる地域を目指して** 地域における見守りや支え合い、人生の最終段階に向けた備え、災害への備えなどが充実し、高齢者にとって暮らしやすいまちとなっている。 **Ⅱ 自分らしくいきいきと暮らすために** 高齢者が生きがいや役割を持ちながら、要支援・要介護状態になることをできるだけ予防し、どのような状態でも多様な資源を選択しながら自分らしく生活ができている。 **Ⅲ 在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して** 在宅生活を支える医療、介護、保健・福祉の充実や多職種連携の強化が進み、一人ひとりの状況に応じたケアを一体的に提供することができている。市民の多くが人生の最期まで住み慣れた地域で療養することができている。 **Ⅳ ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して** 施設・住まいの整備や、施設・住まいに関する相談体制が充実することで、日常生活に支援や手助けが必要になっても、一人ひとりの状況に応じた施設や住まいを選択して自分らしく暮らすことができている。 **Ⅴ 安心の介護を提供するために** 介護人材の確保、定着支援、専門性の向上、介護現場の業務改善(生産性の向上)に取り組むことで、質の高い介護サービスを安定的に提供できている。 **Ⅵ 安定した介護保険制度の運営に向けて** 介護サービスを安心して利用できる仕組みが持続的に確保され、誰もが必要なときに質の高いサービスを安定して受けることができている。 **Ⅶ 認知症施策推進計画の施策の展開** **～認知症に理解のある共生社会の実現を目指して～** 認知症に関心を持つ人が増え、地域全体で理解と支援が広がり、認知症の人が安心して暮らし、役割を持って生きられる社会ができている。

6　パブリックコメントの実施

(1) 意見募集期間

令和８年 10 月１日（木）から 10 月 31 日（土）まで

(2) 意見募集及び周知方法

ア　素案の公表・意見提出方法

計画素案・素案説明動画をウェブサイトで公表するとともに、窓口(※)で素案冊子・市民向けリーフレットを配布します。ご意見は、電子申請、電子メール郵便及び FAX で受け付けます。

※市役所・区役所、地域ケアプラザ、老人福祉センター、地区センター等

イ　関係団体等への説明

市・区町内会連合会、市・区民生委員・児童委員協議会、市社会福祉協議会、市医師会、市病院協会、市老人クラブ連合会等に対して説明を行い、ご意見を伺います。

7　策定スケジュール（予定）

時期		内容
令和８年	９月中下旬	計画素案公表
	10月	パブリックコメントの実施
令和９年	１月～２月	計画原案のとりまとめ、介護保険料の推計
	３月	計画策定、介護保険条例の改正
	４月	介護保険料の改定

8　参考

計画素案・素案説明動画については、記者発表による公表後、ウェブサイトへ掲載いたします。次の二次元コードまたは「ポジティブエイジング計画　10 期」で検索することにより、アクセスいただけます。

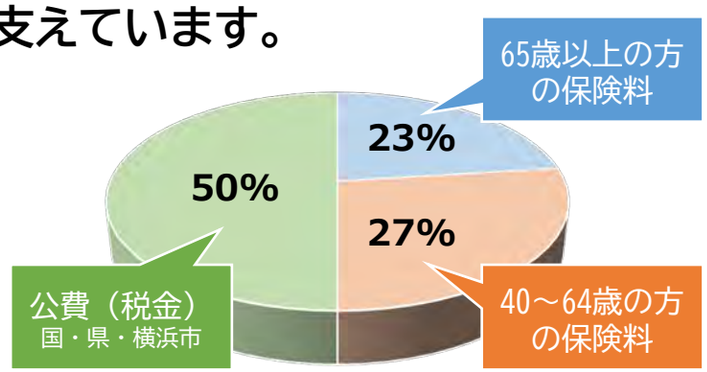
ポジティブエイジング計画　10 期　検索

担　当：健康福祉局高齢健康福祉課計画調整係
郷原、磯部、川端
電　話：045-671-3412
メール：kf-keikaku@city.yokohama.lg.jp

介護保険料

社会全体で「介護保険」を支えています。

介護保険は、「公費」と、
40歳以上の方が納める「保険料」を
財源として運営しています。
介護保険料は、介護が必要な方の介護保険サービス費用などをまかなうために使われます。
金額は、3年間のサービスの給付額等の見込みに基づいて算定します。



令和9年度～11年度の保険料基準額

第９期（令和６～８年度） 保険料基準月額 ６，６２０円	→	第10期（令和９～11年度） 保険料基準月額 ７，６００円～８，１００円程度

✂キリトリ線

料金受取人払郵便

横浜港局
承認

郵便はがき

２３１８７９０

※このはがきは使用できません

差出有効期間
令和８年11月
30日まで
（切手不要）

＜受取人＞
横浜市中区
本町6丁目50番地の10

横浜市健康福祉局
高齢健康福祉課 計画調整係 行

よろしければ、下記についてご記入ください。
ご意見は裏面にご記入ください。

住所（居住区）　　区

年代
a．40歳未満　b．40～64歳
c．65～74歳　d．75歳以上

✂キリトリ線

■いただいたご意見等・個人情報に関するご案内

・いただいたご意見等は、今後の計画策定や高齢者施策の参考とさせていただきます。
・いただいたご意見等の概要と、それに対する横浜市の考え方をまとめ、後日、横浜市ウェブサイトで公表します。ご意見等への個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。
・ご意見等を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見等は受け付けておりません。
・ご意見等の提出に伴い取得した個人情報は「個人情報の保護に関する法律」の規定に従い適正に管理し、「第10期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」策定に関する業務にのみ利用します。

意見募集の手続きに関してご不明点等がある場合は、下記までお問い合わせください。

横浜市健康福祉局高齢健康福祉課
TEL：045－671－3412
FAX：045－550－3613
E-mail：kf-keikaku@city.yokohama.lg.jp
令和８年９月発行

市民意見募集　令和8年10月1日(木)から10月31日(土)まで

よこはまポジティブエイジング計画　素案概要版

第10期　横浜市　高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画

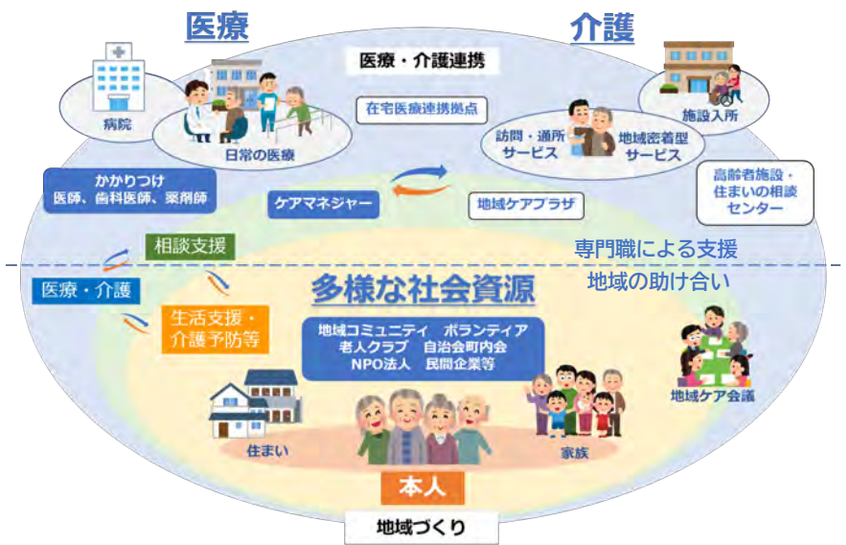
～年を重ねても自分らしく暮らせるまちをめざして～

横浜市では、これまで増加傾向にあった総人口の減少が始まる中、
令和29年(2047年)頃にかけて、高齢者人口が増加し続けることが見込まれています。
一方で、医療や介護の専門的サービスの主な担い手となる生産年齢人口は既に減少が始まっており、
令和22年(2040年)には現在の237万人から203万人に減ることが見込まれ、
医療、介護、生活支援などが必要になる方の増加に対して、
医療・介護を支える専門職の人材は急速に減少していくことが予想されます。
こうした状況の中、高齢者一人ひとりが持つ力や可能性を生かしながら、
できる限り自立した生活を継続し、地域とのつながりを保ちながら暮らせるよう
支援していくことがますます重要になります。

そこで、横浜市では「ポジティブ エイジング」を基本目標とし、
年を重ねることをポジティブに捉え、いつまでも自分らしく暮らせるまちを目指して、
あらゆる人が横浜市を「高齢者にとって暮らしやすいまち」と実感できるよう施策を推進していきます。

横浜型地域包括ケアシステムの深化・推進

「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるために、住まいを中心に、医療、介護、生活支援・介護予防が一体的に提供される日常生活圏域ごとの包括的な支援・サービスの提供体制のことです。地域で支え合いながら、医療や介護が必要になっても安心して生活でき、高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができる横浜を目指します。



横浜型地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた主な取組

※各項目のページ数は、素案全体版での掲載ページを示しています。

頼れる身寄りがいない高齢者等への支援

■高齢者等終身サポート事業者の公表制度（P21）

一人暮らしなどで、日々の生活や施設入所の際の身元保証などに不安を持つ方が、安心して民間事業者（高齢者等終身サポート事業者）のサービスを利用できる仕組みづくりを進めます。

■情報登録事業（P21）

65歳以上の市民が自身で意思を伝えられなくなったときに備えて、事前に市に情報を登録する事業の周知に取り組みます。



在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

■安否不明時の対応検討（P53）

一人暮らし高齢者の異変発生時に速やかに対応できるよう、民間事業者のノウハウを活用し、鍵の預かりや駆け付けサービス等を行う事業を検討します。

■医療、介護、保健・福祉の連携（P56）

在宅生活を支える医療・介護・福祉の充実や多職種連携の強化により、一人ひとりの状況に応じた切れ目のないケアを提供し、多くの市民が人生の最期まで住み慣れた地域で療養できる体制の構築を進めます。

安心の介護を提供するために

■介護未経験者と介護現場のマッチング強化（P72）

介護未経験者を対象に、介護事業所での職場体験や補助的業務への参加機会を提供し、介護現場とのマッチング強化を図ります。あわせて、職場体験等への参加を促すため、活動支援金の支給など、参加しやすい環境づくりについて検討します。



■介護職の魅力の発信と人材確保（P72）

よこはま介護のしごと魅力発信サイト「はまごころ」において、横浜市内の介護現場で働くことの魅力を発信します。

安定した介護保険制度の運営に向けて

■介護事業者向けハラスメント対策（P80）

介護事業者向けのハラスメント相談センターの設置、ハラスメント対策研修の実施を継続するとともに、深刻化する訪問介護員やケアマネジャーなどの在宅介護従事者の安全対策にも取り組みます。
また、ハラスメントの未然防止に向けた利用者や家族への周知・啓発などを通じ、介護現場で勤務されている方が、安心して働くことができる環境づくりを進めます。

自分らしくいきいきと暮らすために

■社会参加アプリの推進（P39）

■横浜型「リエイブルメント※」の推進（P48）

要支援者等を対象とした「リエイブルメント」の取組を推進するために、モデル実施を通して効果検証を行い、横浜市における介護予防・日常生活支援総合事業の再構築等を検討します。

※リエイブルメント…高齢や疾病等により低下した日常生活機能に対し、「再びできるようになる」ことを目的として、元の生活への回復を目指す自立支援の取組





ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

■コーディネーターによる入所支援（P70）

「高齢者施設・住まいの相談センター」のコーディネーターが、入所申込者に適した施設の提案や施設との事前調整などの伴走型支援を行います。

■介護医療院の整備（P62）

特別養護老人ホームでは対応が難しい医療的ケアを必要とする方や、病院を退院し、介護施設へ入所する方のニーズに対応するため、介護老人保健施設や病院からの転換を含めて150人分程度公募します。



■住宅セーフティネット制度の推進（P65）

高齢者等の住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、民間賃貸住宅や公的賃貸住宅の空き室などを活用して、高齢者等の受入れを拒まない「セーフティネット住宅」や、入居中の居住サポート（安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ等）を行う「居住サポート住宅」の供給を促進します。

認知症に理解のある共生社会の実現を目指して

■地域づくりの推進（P84）

■社会参加の推進（P88）

■相談支援の充実（P92）

■治療・ケアの充実（P96）

基幹型認知症疾患医療センターを設置する等、認知症疾患医療センターを中心とした治療・ケア体制の充実を図ります。



計画の詳しい内容（素案全体版）はこちら

ポジティブエイジング計画　10期　検索

https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/chiikihoukatsu-care/10kikeikaku.html

【冊子配布場所】
市役所、区役所、地区センター、老人福祉センター、地域ケアプラザ

ご意見の提出方法

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

■ **横浜市電子申請・届出システム**
下記の二次元コードまたはURLからアクセスできます。

https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/2d7debea-15bb-49d7-ab70-95a0cee9b6be/start

■ **電子メール**　kf-keikaku@city.yokohama.lg.jp

■ **ＦＡＸ**　045-550-3613

■ **郵　便**　下のハガキをご利用ください。

✂キリトリ線

計画へのご意見・ご提案などをお書きください。

✂キリトリ線

※このはがきは使用できません

資料Ｎｏ．８

区連会９月定例会資料
令和８年９月24日
福　祉　保　健　課

各自治会町内会 会長 様

栄区福祉保健課長

リーフレット「栄区の災害時の医療の備え」の周知について【依頼】

1 事業の趣旨

栄区では、災害時における適切な受診行動や日頃からの医療の備えについて区民への啓発を進めています。令和8年2月に行った地域防災拠点へのアンケートや令和7年度区民意識調査の結果から、災害時の適切な受診行動や災害時の備えについて、より一層の周知の必要性が確認されました。このため、このたび「受診行動」「応急手当」「日頃からの備え」をテーマとした啓発リーフレットを作成しました。

今後、区民利用施設、地域ケアプラザ等で配架し、区民への周知を行いますので、ご協力くださいますようお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】　ご承知おきください。
【地区連長】 ご承知おきください。
【単位会長】 役員会で配布するなど、各自治会町内会で必要な場合はお申込みください。

3 配架先

・栄区役所
・地域ケアプラザ
・図書館、地区センター、コミュニティハウスなどの区民利用施設

各自治会町内会でリーフレットを希望する場合

■配布部数
1自治会町内会につき 30 部までお渡しします。 ※在庫がなくなり次第、配布終了となります。
■申込方法： 下記担当まで電話またはメールでご連絡ください。
■配布方法： 申込後、受渡し日時を調整のうえ、栄区役所福祉保健課（304 窓口）でお渡しします。

参考：栄区ホームページ「災害時の医療について」

栄区　災害時医療　検索

【担当及び申込先】
福祉保健課　災害時医療担当　奥村・三石・伊皆・畑尻・永田
電話　894-6962　FAX　895-1759
メール：sa-iryouchousei@city.yokohama.lg.jp

3 \知っておこう/ 災害時のお口のケアとお薬の備え

お口のケア

災害時もお口のケアを忘れずに！

災害時は、お口のケアが後回しになりがちです。お口の中の汚れが増えると、肺炎などの原因となり、体調の悪化につながるおそれがあります。

備えておきたいもの



歯ブラシ(1人1本)　歯磨きシート　シュガーレスガム　洗口剤

【食後のケア】

水が使えないとき
- 食後に糖分のないお茶で軽くすすぐ。
- 洗口剤を使う。

少量の水が使えるとき
- 歯ブラシがない場合は、歯磨きシートなどで汚れを拭き取り、最後に水で口を2～3回すすぐ。

【入れ歯のケア】
- 湿らせたティッシュやハンカチなどで、汚れを拭き取る。

【お口の乾燥予防】
- シュガーレスガムを噛む。
- 耳の下・頬・あごの下を刺激する。

唾液を出しやすくしよう!

お薬の備え

お薬の備えはできていますか?

災害時は、いつも通りにお薬を受け取れないことがあります。
日頃からの備えが、安心につながります。

備えておきたいもの



お薬手帳
(コピーや写真でもOK)

1週間分多めの常備薬



薬局からお薬と
一緒にもらった説明書

【処方薬も1週間分多めに】
余裕をもって受診し、いつものお薬が切れる1週間前には受診をしましょう。
常に1週間分の処方薬を手元に置いておくと安心です。

災害時

歯が痛むとき

黄色の「診療中」ののぼり旗が目印

薬が必要なとき

黄色の「開局中」ののぼり旗が目印



被災をまぬがれた歯科医院・薬局
今のうちに近くの歯科医院・薬局を調べておきましょう。

歯科医院を探す　栄区歯科医師会　検索

薬局を探す　栄区薬剤師会　検索

かかりつけを記載しておきましょう

医療機関・診療所	歯科医院	薬局

Yナース募集案内【横浜市災害支援ナース】

災害時、看護職として地域に貢献できることがあります
災害時に避難所などで、応急医療を行う看護職です。
横浜市ではYナースを募集しています。【応募・お問い合わせ】栄区役所福祉保健課　Yナース　検索　詳細はこちら

【発行元】横浜市栄区役所福祉保健課　〒247-0005 横浜市栄区桂町303-19
TEL：045-894-6963　FAX：045-895-1759　E-mail：sa-iryouchousei@city.yokohama.lg.jp
【監　修】栄区医師会・歯科医師会・薬剤師会　【発　行】令和8年9月

保存版

栄区災害時の医療の備え



栄区いたち川マスコット
「タッチーくん」

～災害時ケガをしたらどうする？知っておきたい3つのこと～

災害時には医療機関に多くのケガ人が殺到し、混乱する可能性が考えられます。
自分や身近な人を守るため、ケガの程度に合わせて受診しましょう。身近な診療所や応急手当の方法を事前に確認し、いざという時に備えておきましょう。



災害時に診療可能な医療機関は「診療中」ののぼり旗を掲げます。

1 \知っておこう/ 医療機関の選び方

重症
負傷などで歩行できず、生命の危険※がある
※意識が低下している/呼吸が浅い/脈が触れない/手足が冷たい/大出血など

災害拠点病院
赤色ののぼり旗が目印
- 済生会横浜市南部病院(港南区)
- 国立病院機構横浜医療センター(戸塚区)

他市内11か所

中等症
負傷などで歩行できない(生命の危険はないが入院が必要)

災害時救急病院
黄色ののぼり旗が目印
- 横浜栄共済病院(栄区)
- 西横浜国際総合病院(戸塚区) など

軽症
負傷などがあっても歩行できる(入院は不要)

診療所
黄色ののぼり旗が目印
被災をまぬがれた診療所
今のうちに近くの診療所を調べておきましょう。
診療所を探す　栄区医師会　検索

極めて軽症の負傷
擦(す)り傷など

自助・共助
自分、家族、隣近所の人たちによる応急手当
応急手当の方法は中面をチェック



栄区周辺の医療機関

栄区の災害時医療体制はこちら
栄区災害時医療　検索

\知っておこう/

❷だれでもできる応急手当

もしものケガに備えて、身近なものでできる応急手当を知っておきましょう。

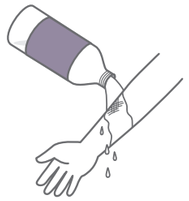
擦り傷・切り傷

準備しておくと安心なもの



・水
・傷口に当てる清潔な布（タオル・ハンカチ・ガーゼなど）
・包帯

❶傷口をきれいな水で十分に洗い流す。



❷出血がある場合は、清潔なガーゼなどを当てて傷口を保護する。



身近な代用品
生理用ナプキン
尿取りパット

❸包帯を巻く。



身近な代用品
ネクタイ
ストッキング

こんな場合はすぐに受診

・動物などに噛まれた傷、不潔な刃物などで切った傷

出血

準備しておくと安心なもの



・ビニール手袋
・傷口に当てる清潔な布（タオル・ハンカチ・ガーゼなど）
※傷口を完全に覆う大きさのもの

直接傷口を圧迫して止血　意識があれば自分でも止血可能

❶血液などによる感染予防のため、ビニール手袋を着用する。
❷傷口に清潔なガーゼや布などを直接当て、手や包帯でしばらく圧迫する。



POINT
・傷口を心臓より高くすると効果的です。
・人間の全血液量は体重の7～8%で、その3分の1が失われると生命の危険があります。
・動脈性出血（真っ赤な血液が噴出するような場合）は、すぐに止血が必要です。

身近な代用品
手袋…ポリ袋／ラップ
包帯…ネクタイ／ストッキング

こんな場合はすぐに受診

・止血できない（強く抑えても血がどんどん流れる）
・大量出血（血が噴き出すように出る、地面に広がるほど出る）
・傷口が大きく開いている、骨や脂肪が見える、刺さった物がある（刺さった物は抜かない！）
・出血部位が頭、顔、目の近く、首、胸やおなか
・顔が青白い、ぐったりしている、意識がぼんやり、冷や汗をかいている

やけど

❶なるべく早く冷やす。
❷痛みがなくなるまで流水で15分以上冷やす。

水が少ない状況なら、水を張ったバケツにつけてもOK



POINT
・氷は凍傷のおそれがあるため、直接肌に当てないでください。
・衣服の下にやけどがある場合は、衣服を着たまま上から冷やします。無理に脱がすと、皮膚を傷つけるおそれがあります。

こんな場合はすぐに受診

・面積が身体の10%以上の広範囲のやけど
・ひどいやけどにも関わらず、痛みを感じない

目安は、ケガ人の片手の手のひら10個分

ねんざ・打撲“RICE”で対応しよう

準備しておくと安心なもの

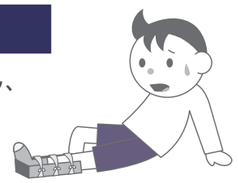


・氷
・ポリ袋または冷却パック
・包帯
・伸縮包帯
・テーピングパッドまたはスポンジ

RICEの目的　●ケガをした部位（患部）の腫れ、出血、内出血を最小限にする　●痛みを和らげる　●神経の損傷を防ぐ

1.安静 Rest

テーピングや添え木などで固定し、**患部を安静にする。**



POINT
・ものがなければ、**「なるべく動かさない」**という対応でOKです。

身近な代用品
割りばし／木の板／定規／段ボール／新聞紙など

2.冷却 Icing



❶**患部を冷やす。**
❷痛みがなくなるまで、15～20分ほど冷却する。
❸痛みが出てきたらまた冷やす。

POINT
・ビニール袋などに氷を入れたもの、冷却パック、冷たいペットボトル、湿らせたタオルなどで冷やします。
・氷は凍傷のおそれがあるため、直接肌に当てないでください。

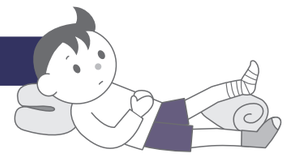
3.圧迫 Compression



腫れが予想される部位にテーピングパッドやスポンジを当て、テーピングや伸縮包帯で**軽く圧迫気味に固定**する。

POINT
・圧迫が強すぎると、組織が壊死することがあるため注意が必要です。

4.挙上 Elevation



患部は心臓より高く挙げることが原則。

こんな場合はすぐに受診

・激しい痛みを訴える
・みるみる腫れてきた

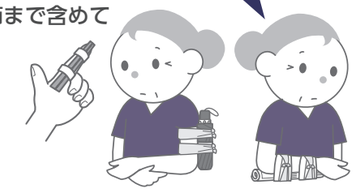
無理に動かすと悪化する可能性があります。安静を保ちましょう。

骨折疑い

❶折れた部分を支える添え木になるものを用意する。

身近な代用品
指の添え木…割りばし
腕の添え木…折り畳み傘／段ボール／新聞紙／雑誌

雑誌などを患部の長さに合わせてたたむ、または丸めて使おう



❷折れた部分の両端にある関節まで含めて添え木を当て、布や包帯で固定する。
❸結び目が傷口の真上にこないようにする。

POINT
・折れた部分を無理に動かさないでください。
・無理に骨をもとの位置に戻さないでください。

三角巾の使い方

身近な代用品
風呂敷／スカーフ／大判ハンカチ



身近な代用品
ビニールの買物袋



こんな場合はすぐに受診

・折れた骨が見えている
・腕や足の形や向きがおかしい

【参考】日本臨床整形外科学会 HP ／佐久市 佐久医師会「子どもと防災」／東京都「東京防災」／地震イツモプロジェクト編 . (2007). *地震イツモノート：阪神・淡路大震災の被災者 167人にきいたキモチの防災マニュアル* . 木楽舎 . ／鍵屋一監修 . (2025). *だれでも防災：決定版 避難が難しい人のための一冊* . 中央法規出版 .

その他詳しい応急手当（救命処置を含む）の動画はこちら

栄区保存版

\知っておこう/

災害時の医療機関の選び方

災害時、診療可能な医療機関は「診療中」ののぼり旗を掲げます。
ケガの緊急度・重症度に合わせて、医療機関を受診しましょう。



重症

負傷などで歩行できず、生命の危険※がある

※意識が低下している/呼吸が浅い/脈が触れない/手足が冷たい/大出血など

災害拠点病院

赤色ののぼり旗が目印



- 済生会横浜市南部病院(港南区)
- 国立病院機構横浜医療センター(戸塚区)

他市内11か所

中等症

負傷などで歩行できない(生命の危険はないが入院が必要)

災害時救急病院

黄色ののぼり旗が目印



- 横浜栄共済病院(栄区)
- 西横浜国際総合病院(戸塚区) など

軽症

負傷などがあっても歩行できる(入院は不要)

診療所

黄色ののぼり旗が目印



被災をまぬがれた診療所

今のうちに近くの診療所を調べておきましょう。

診療所を探す

栄区医師会 検索

極めて軽症の負傷

擦(す)り傷など

自助・共助

自分、家族、隣近所の人たちによる応急手当



栄区いたち川マスコット「タッチーくん」

\知っておこう/

お口のこと・お薬のこと

災害時

歯が痛むとき

黄色の「診療中」ののぼり旗が目印



薬が必要なとき

黄色の「開局中」ののぼり旗が目印



被災をまぬがれた歯科医院・薬局

今のうちに近くの歯科医院・薬局を調べておきましょう。

歯科医院を探す
栄区歯科医師会 検索

薬局を探す
栄区薬剤師会 検索

お薬の備えはできていますか？

災害時は、いつも通りにお薬を受け取れないことがあります。
日頃からの備えが、安心につながります。

備えておきたいもの



お薬手帳
（コピーや写真でもOK）



1週間分多めの
常備薬



薬局からお薬と一緒に
もらった説明書

【処方薬も1週間分多めに】

余裕をもって受診し、いつものお薬が切れる1週間前には受診をしましょう。
常に1週間分の処方薬を手元に置いておくと安心です。

【発行元】横浜市栄区役所福祉保健課　〒247-0005 横浜市栄区桂町303-19
TEL：045-894-6963　【監修】栄区医師会・歯科医師会・薬剤師会
【発　行】令和8年9月

栄区災害時医療 検索

栄区の災害時医療体制はこちら

資料Ｎｏ．９

区連会９月定例会資料
令和８年９月２４日
栄区福祉保健課

各自治会町内会長　様

栄区福祉保健課長

民生委員による「ひとり暮らし高齢者等『地域で見守り』推進事業」実施のお知らせ及び「さかえ民児協だより（第 21 号）」の周知について（依頼）

１　依頼事項の趣旨

高齢者の孤立を予防するため、各地区の民生委員等が 80 歳以上の高齢者のみでお住まいの御家庭を訪問し、日常生活上の心配ごとや緊急時の連絡先等をお尋ねする、「ひとり暮らし高齢者等『地域で見守り』推進事業」を実施します。

地域の皆様に事業の趣旨を御理解いただき、御協力をお願いしたいため、別添チラシにて周知をお願いいたします。

また、「さかえ民児協だより（第 21 号）」についても併せて周知をお願いします。

２　お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】定例会等で情報提供の上、「民生委員等が訪問します～地域で見守り推進事業実施のお知らせ～」のチラシ及び「さかえ民児協だより（第 21 号）」について班回覧してください。

３　ひとり暮らし高齢者等『地域で見守り』推進事業の概要

（１）対象者（福祉サービス利用者等を除く）

・**80 歳以上**でひとり暮らしの方
・今年度、新たに **80 歳以上の方のみ**となった世帯（夫婦・兄弟など）
・前年度に訪問した際、来年度の訪問を希望した 76～79 歳までの方

（２）訪問する人

お住まいの地区を担当している民生委員

（３）訪問時期

令和８年 10 月から順次（民生委員は主に 10～11 月中に訪問します）

４　さかえ民児協だより（第 21 号）について

栄区民生委員児童委員協議会の機関紙「さかえ民児協だより（第 21 号）」を作成しました。令和７年 12 月の一斉改選で新しくなった栄区の民生委員の写真紹介や、お困りごとの相談先として「地域ケアプラザ」の連絡先などを掲載しており、民生委員の訪問時に配布します。

担当：栄区福祉保健課運営企画係
奥村、伊皆、小池
電話：894-6963　FAX：895-1759
E メール：sa-minsei@city.yokohama.lg.jp

80 歳以上の方のみでお住まいのご家庭へ

民生委員等が訪問します

～横浜市ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業実施のお知らせ～



高齢者の孤立を予防するため、地域の身近な相談役である「民生委員」が、80 歳以上の方のみでお住まいのご家庭を訪問する取組を行います。

訪問時に、日常の生活における心配ごとや緊急連絡先等をお尋ねさせていただきます。

ご理解、ご協力をお願いします。

訪問対象者

- **80 歳以上でひとり暮らしの方**
- **今年度、新たに 80 歳以上の方のみとなった世帯（夫婦・兄弟など）**

※対象年齢以下の方や、訪問の対象外となる方でも、ご心配ごと等がある場合は、最寄りの地域ケアプラザや区役所にご相談ください。

【訪問の対象外となる方】

- 民生委員や地域ケアプラザ（地域包括支援センター）が状況を把握している方
- 80 歳以下のご家族等と同居されている方
- 福祉サービスを利用中の方
- 施設に入所中の方
- 事前に訪問不要のご連絡をいただいた方
- 民生委員が欠員している地区にお住いの方　など



訪問する人

お住まいの地区を担当している民生委員

※民生委員は訪問時に民生委員証を携帯しています。

※訪問時にお会いできなかった場合、地域ケアプラザや区役所の職員が訪問することもあります。



訪問する時期

令和８年 10 月から順次

《問合せ先》

栄区役所　福祉保健課　運営企画係（横浜市栄区桂町 303-19）

電話：０４５－８９４－６９６３（対応時間：平日 9:00～17:00）FAX：045-895-1759

民生委員が訪問時にお渡しするもの（例）



冷蔵庫に保管する「緊急時医療情報キットのご案内チラシ

令和７年12月に新しくなった栄区の民生委員を紹介する「さかえ民児協だより」





迷惑電話防止機能付き機器設置のご案内チラシ

■　「地域で見守り」推進事業について

横浜市の事業として、区役所、民生委員、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）が連携・協力し、ひとり暮らし高齢者等のお宅を訪問し、近況や日常生活上の困りごと、緊急連絡先などをお伺いする取組を行っています。お困りごとのご相談がある場合は、適切に相談機関へつなぐお手伝いをさせていただきます。

民生委員や地域ケアプラザの職員には、法律で守秘義務が課せられておりますので、個人情報を口外することはありません。

■　民生委員について

民生委員は法律に基づき、地域からの推薦により、厚生労働大臣から委嘱されています。

高齢者、こども、障害のある方など地域の方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、支援を必要とする方の相談に応じ、問題解決に向けた支援をしています。

さかえ民児協だより

発　行 ◆ 栄区民生委員児童委員協議会　　発行責任者 ◆ 本田　桂子
事務局 ◆ 栄区桂町303-19 栄区福祉保健課内　電話：894-6963　FAX：895-1759

栄区の新しい民生委員・児童委員を紹介します！



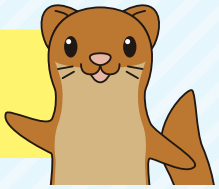
横浜市版民生委員・児童委員キャラクター
「よこはまミンジー」

01 Q 民生委員・児童委員の役割って？



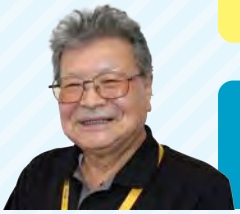
栄区民児協　本田 桂子 会長

A 地域の皆様のお困りごとの相談にのっています。
地域の頼れる「つなぎ役」です。



02 Q 栄区には何人の民生委員・児童委員がいるの？





田中 裕吉 副会長

A 令和7年12 月に新メンバーが加わり、
現在約150 人が活躍しています。



03 Q 相談のほかにどんな活動をしているの？







田中 久美子 副会長

A 高齢者の見守りや子育てサロンなど、
地域の交流の場づくりもしています。

04 Q 子どもの事も相談できるの？





主任児童委員　北野 優子 代表

A 子どもや子育て家庭を専門に
支援している主任児童委員がいます。



私たちがあなたのまちの民生委員・児童委員です!



① 豊田地区

豊田の安心をそっと支え、ふっと頼れる地域の相談相手です。



② 笠間地区

私達、民生委員・主任児童委員は地域福祉向上のため
日々研鑽を重ねております。



③ 小菅ケ谷地区

サロンや配食サービスに協力し、赤ちゃんから高齢の方まで支援しています。





⑤ 本郷第三地区

よりそい通信や俺のカフェなど、高齢者に寄りそう企画を
考え実行していきます。



④ 本郷中央地区

毎月第3水曜日開催「三水会」は昭和55 年から続く、一人暮らし高齢者のサロンです。



⑥ 上郷西地区

困った時はお互い様。何か手伝えることがあれば
いつでも私たちに言ってください。



主任児童委員

笑顔をモットーに、子どもと子育て家庭を身近で支援し、保育や学校生活を応援します。





⑦ 上郷東地区

上郷東の3つの愛♥みんなで見守りあい、支えあい、安全・安心な地域のつながりあい。





横浜市版民生委員・児童委員キャラクター
「よこはまミンジー」

「地域ケアプラザ」をご紹介します。

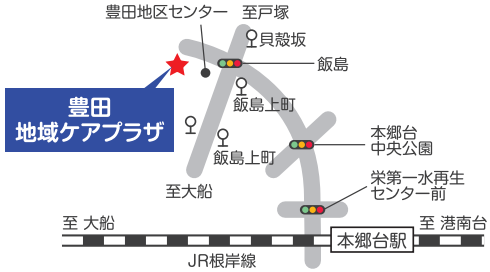
民生委員がお困りごとの相談を受けた時、主にご紹介する専門機関が「地域ケアプラザ」です。
あなたの相談窓口を知っておくと便利です。

相談担当エリア ※は町名の一部が担当になります。詳しい相談担当エリアはケアプラザにお問い合わせください。

A 豊田地域ケアプラザ ☎045-864-5236

相談担当エリア

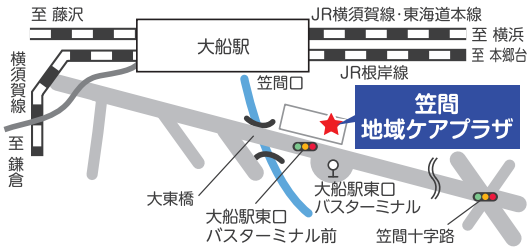
飯島町、長沼町、金井町、本郷台1～5丁目



B 笠間地域ケアプラザ ☎045-890-0862

相談担当エリア

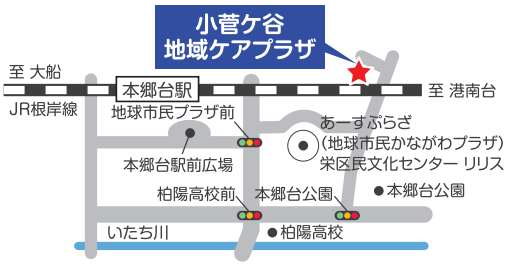
笠間1～5丁目、笠間町、長尾台町、田谷町



C 小菅ケ谷地域ケアプラザ ☎045-896-0473

相談担当エリア

小菅ケ谷1丁目※、小菅ケ谷2丁目※、小菅ケ谷3～4丁目、小山台1～2丁目、柏陽、鍛冶ケ谷町※、小菅ケ谷町※

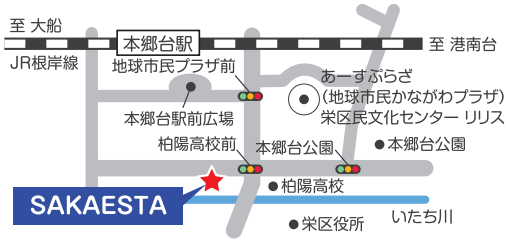


D 本郷台駅前地域ケアプラザ ☎045-893-0070

(SAKAESTA内)

相談担当エリア

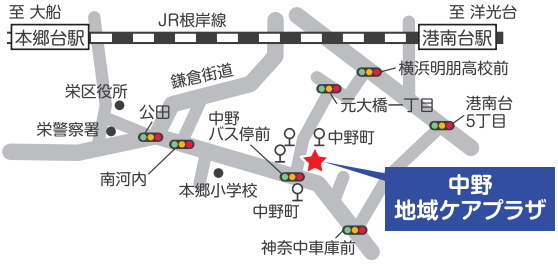
桂町、公田町※、小菅ケ谷1丁目※、小菅ケ谷2丁目※、小菅ケ谷町※



E 中野地域ケアプラザ ☎045-896-0712

相談担当エリア

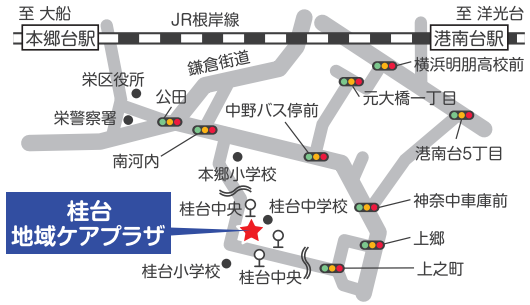
鍛冶ケ谷1～2丁目、鍛冶ケ谷町※、元大橋1～2丁目、中野町、若竹町、東上郷町、上郷町※、亀井町、尾月



F 桂台地域ケアプラザ ☎045-897-1112

相談担当エリア

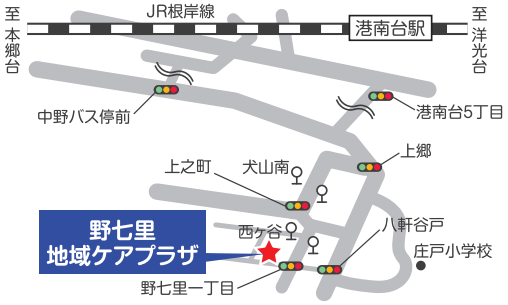
公田町※、桂台北、桂台中、桂台西1～2丁目、桂台東、桂台南1～2丁目



G 野七里地域ケアプラザ ☎045-890-5333

相談担当エリア

庄戸1～5丁目、長倉町、野七里1～2丁目、上郷町※、上之町、犬山町



横浜市社会福祉・保健医療功労者市長表彰

長年、民生委員・児童委員として活動してきた委員が表彰されました(敬称略)

活動15年以上 大橋 美根生(本郷中央)　**活動10年以上** 池田 早苗(本郷中央)　乙川 利恵子(小菅ケ谷)

編集委員(広報部会) 地域の民生委員・児童委員が心を込めた第21号をお届けします。

池田 早苗(部会長)　井尾 博文(豊田)　翁川 玲子(笠間)　大島 裕美子(小菅ケ谷)　河野 三津子(本郷中央)
原 栞(本郷第三)　原田 玲子(上郷西)　湖上 忍(上郷東)

資料No.10

区連会９月定例会説明資料
令和８年９月２４日
栄区選挙管理委員会（総務課）

横浜市長選挙について【協力依頼】

１　趣旨

日頃より各種選挙の執行にあたり、皆様方には多大なるご協力をいただき、あらためてお礼申し上げます。

さて、市長の辞職による横浜市長選挙が 10 月４日告示、10 月 18 日の日程で執行されることになりました。任期満了に伴う通常の選挙と比べ、事由発生から 50 日以内に行われるため、本年２月に行われた衆議院の解散に伴う総選挙と同様、準備期間が極めて短い選挙となりますが、従前と同様、公正かつ円滑に選挙を執行していきたいと考えております。自治会町内会の皆様におかれましてはご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

２　お願いしたいこと

【区 連 長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等でご周知いただくとともに、関係する投票管理者へ投票所従事者の選任及び打合せ会への出席について周知をお願いします。

【単位会長】 定例会等で情報提供をお願いします。

３　選挙の日程

告　示　日	令和８年 10 月４日（日）
選 挙 期 日	［投票］令和８年 10 月 18 日（日）午前７時から午後８時まで ［開票］同　日　　午後９時 15 分から（即日開票）

期日前投票所 設置場所	受付期間	受付時間
栄区役所 新館１階	10 月５日（月）～10 月 17 日（土） （延べ 13 日間）	午前８時 30 分～午後８時
イトーヨーカドー 桂台店２階		午前 10 時～午後８時

４　当日投票所の投票管理者・投票立会人について

連合町内会長におかれましては、投票管理者・立会人の推薦及び取りまとめにご協力いただき、ありがとうございました。

裏面あり

既にご案内しております、投票所の民間従事者の選任、及び投票管理者と事務主任（区役所責任職）との打合せ会（下記）への出席について、あらためて関係する投票管理者の皆様への周知にご協力くださいますようお願いします。

●10月１日（木）午後３時30分～　栄区役所 新館４階８・９号会議室

５　選挙啓発（ＰＲ）ポスターの掲出について

選挙のＰＲ用ポスターを各自治会町内会の掲示板に掲出をお願いします。

なお、ポスターは、掲示板の数に合わせた枚数を各自治会・町内会様あて郵送させていただきます。

６　その他関連情報

（１）投票のご案内

前回選挙（２月衆院選）に引き続き、有権者１人１通のはがき方式となります。

告示日（10月４日）頃までに配達される予定ですが、稀にご案内（はがき）が一度に届かない（同じ家族で配達が前後する）場合があります。

なお、ご案内がなくても選挙人名簿に登録されている方は投票できます。

（２）選挙公報

10月７日（水）頃から配達を開始し、10月16日（金）までにお届けします。また、インターネットでもＰＤＦ版で閲覧できます（10月６日（火）掲載予定）。

（３）投票所

前回の選挙から次の投票区で投票所が変更となります。該当の投票区にお住いの方はお間違えのないようご注意ください。

・第18投票区　　桂台地域ケアプラザ　→　桂台中学校

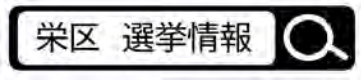
（４）選挙啓発用ティッシュ

選挙啓発の一環として、明るい選挙推進員による街頭啓発（大船駅笠間口で実施予定）のほか、住民の皆様にご自由にお取りいただける分のティッシュを用意しております。会館等施設への設置、会合・イベントでの配布、各戸配布など、可能な範囲でご協力いただける場合はお申し出ください。数に限りがありますので、希望される自治会は先着順でご連絡いただけば、必要数をお渡しします。

なお、完全任意であり、追加のご負担をお願いするものではございません。

（５）区ホームページに選挙の詳しい情報を掲載しています

ＵＲＬ：https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kusei/shikai-senkyo/senkyo/senkyo.html



担当：栄区選挙管理委員会事務室（総務課統計選挙係）
伊藤・矢井田　／　電話 045-894-8315
Ｅメール　sa-toukei@city.yokohama.lg.jp

資料Ｎｏ．11

一部差し替え資料

区連会９月定例会資料
令和８年　９月　24 日
総　　務　　課

各自治会町内会長　様

栄区総務課長

地域特性を活かした地域防災拠点区域検討案への意見書の提出
及び説明会への出席について（依頼）

１　趣旨

本年４月の区連会においてご説明した「地域特性を活かした地域防災拠点区域検討」について、外部有識者からの助言や地域の皆様からいただいたご意見等を踏まえ、地域の実情に即した区域となるよう見直しの検討を進めてまいりました。

このたび、その検討結果を踏まえた**区役所案**を作成しましたので、地域の皆様へ周知するとともに、**各自治会・町内会ごとに、別紙１「意見書」の提出**をお願いします。

また、**説明会への御参加**をお願いします。

単会で意見がある場合は、連合に意見書の提出をお願いします。
連合でまとめて、区役所に提出をお願いします。

２　お願いしたいこと

【区 連 長】御承知おきください。
【地区連長】意見書の御提出及び説明会への御参加をお願いします。
【単位会長】意見書の御提出及び説明会への御参加をお願いします。

３　意見書の提出

区役所案を御確認いただき、別紙１「意見書」について、**原則として、**電子申請システムにより、**令和８年 10 月 28 日まで**に御回答くださいますようお願いします。

※電子申請システムでの回答が難しい場合は、紙での御提出をお願いします。

４　説明会の開催

地区連合単位での説明会を開催します。説明会の開催にあたっては、**連合町内会長及び全ての自治会・町内会長の皆様のほか、参加を希望される役員や防災担当者等の皆様に御出席**をお願いします。別紙１「意見書」にて出欠を御回答ください。

なお、説明会では、事前にいただいた意見書をもとに、整理・集約した資料を用いて、区役所案の内容と併せて御説明します。その後、いただいた御意見を精査し、必要に応じて連合町内会単位での再調整を行いながら、地域の皆様による御協議を経て、最終的な区域を決定します。

また、各地域防災拠点委員長には、別途、御出席を依頼します。

説明会日時及び会場

連合名	日時（予定）
小菅ケ谷連合	令和８年 12 月５日（土）10 時～11 時 30 分頃
笠間連合	令和８年 12 月５日（土）12 時 30 分～14 時頃
本郷中央連合	令和８年 12 月５日（土）14 時 30 分～16 時頃
豊田連合	令和８年 12 月 19 日（土）10 時～11 時 30 分頃
本郷第三連合	令和８年 12 月 19 日（土）12 時 30 分～14 時頃
上郷西連合	令和８年 12 月 20 日（日）10 時～11 時 30 分頃
上郷東連合	令和８年 12 月 20 日（日）12 時 30 分～14 時頃

※会場は、各回とも、栄区役所新館４階８・９号会議室で行います。

※各自治会・町内会は、各々所属する連合の説明会に御参加をお願いします。

※時間は、１時間 30 分程度を予定しています。

※連合未加入の自治会へのお願い

長沼町内会は、豊田連合の説明会日に参加をお願いします。

小山台町内会は、小菅ヶ谷連合の説明会日に参加をお願いします。

上郷西ヶ谷ハイツ自治会は、上郷西連合の説明会日に参加をお願いします。

庄戸五丁目町会は、上郷東連合の説明会日に参加をお願いします。

５　今後の進め方

最終的な拠点区域決定については、地域の皆様の合意の上で決定し、周知を行います。

今後のスケジュール（予定）	
令和８年 10 月	自治会町内会からの意見集約 ※集約した意見はすべて説明会で共有します。
令和８年 12 月	外部識者による拠点区域案の地域説明会（各連合ごと）
令和９年１月	皆様の意見を反映し、拠点区域案修正（必要に応じて連合ごとに個別調整を行います。）その後、拠点区域案確定
令和９年２月～３月	確定した拠点区域案の周知
令和９年４月	新たな拠点区域での拠点運営開始（予定）

担　当：栄区総務課防災担当
藤井・高橋・江渕・宮川
電　話：045-894-8312
メール：sa-bosai@city.yokohama.lg.jp

別紙１

地域特性を踏まえた地域防災拠点区域検討に係る意見書

（10/28 までに御回答をお願いします）

連合・自治会名：

氏　　名：

★この意見書は、「地域特性を活かした地域防災拠点区域検討」において、地域の実情に即した地域防災拠点区域を構築するため、各地域防災拠点区域における各自治会・町内会の意向やご意見を把握することを目的としております。このたび、**区役所で作成した拠点区域案**では、原則として、地域防災拠点区域の境界線は、**自治会・町内会の境界線に可能な限り整合させるとともに、地区連合を可能な限り統一する方向**で検討しています。（これは、一つの自治会が複数の避難拠点に分散することを防ぎ、自治会・町内会と避難拠点との連携を円滑にするとともに、連合単位を統一することで、平時からの地域防災体制の強化を図るためです。）

※あくまでも原則ですので、区域が跨ることを妨げるものではありません。
区役所が作成した拠点区域案を参照の上、下記に御回答ください。

原則、下記電子申請での回答をお願いします

１　区役所案について

（１つ選択してください）

① 特に問題はない

② 一部に課題がある

③ 全体に見直しが必要

設問１で、②及び③を選択した方にお聞きします。

御自身が所属する自治会やその他の自治会について、**変更案**を、下記に御記入ください。

【所属する拠点（変更案）】

記入例：

○○自治会を追加したい。　　→移動（削除）元：○○連合：○○自治会町内会

○○自治会を移動（削除）したい。→移動（削除）先：○○連合：○○自治会町内会

２　変更するにあたり、それが必要な理由を具体的に御記入ください。

３　その他拠点区域変更に対する御意見や配慮すべき事項など

（人口構成・地形・インフラ・地域活動の単位など）

４　地区連合単位での説明会を次のとおり、予定しています。参加可否について該当する項目を〇で囲み、参加予定人数をお知らせください。

※特に、**設問１**で、②及び③を選択した自治会町内会の方は、御出席をお願いします。

参加する　・　参加しない

＿＿＿＿＿＿＿＿人

説明会日時及び会場

連合名	日時（予定）
小菅ケ谷連合	令和８年 12 月５日（土）10 時～11 時 30 分頃
笠間連合	令和８年 12 月５日（土）12 時 30 分～14 時頃
本郷中央連合	令和８年 12 月５日（土）14 時 30 分～16 時頃
豊田連合	令和８年 12 月 19 日（土）10 時～11 時 30 分頃
本郷第三連合	令和８年 12 月 19 日（土）12 時 30 分～14 時頃
上郷西連合	令和８年 12 月 20 日（日）10 時～11 時 30 分頃
上郷東連合	令和８年 12 月 20 日（日）12 時 30 分～14 時頃

※会場は、各回とも、栄区役所新館４階８・９号会議室で行います。

※各自治会・町内会は、各々所属する連合の説明会に御参加をお願いします。

※時間は、１時間 30 分程度を予定しています。

※連合未加入の自治会へのお願い

長沼町内会は、豊田連合の説明会日に参加をお願いします。

小山台町内会は、小菅ヶ谷連合の説明会日に参加をお願いします。

上郷西ヶ谷ハイツ自治会は、上郷西連合の説明会日に参加をお願いします。

庄戸五丁目町会は、上郷東連合の説明会日に参加をお願いします。

御回答ありがとうございます。

①現行区割り図

栄区
拠点区域マップ

令和７年６月現在

地域防災拠点

地域防災拠点の地区割境界

栄区　自治会町内会一覧

●豊田連合町内会自治会

№	自治会町内会名
1	飯島町内会
2	富士見台自治会
3	飯島団地自治会
4	飯島ひかりが丘自治会
5	芙蓉台自治会
6	百合ヶ丘自治会
7	本郷台自治会
8	金井町内会
9	田谷町内会
10	長尾台町内会
11	コープ野村戸塚長沼自治会
13	栄リベラヒルズ自治会
14	みどり野ハイツ自治会
15	かいがら坂ハイツ自治会
16	ニューシティ本郷台パークヒルズ自治会
17	エコヒルズ横浜自治会
18	ワンダースケープ自治会

●笠間連合町内会自治会

№	自治会町内会名
19	大船パークタウン自治会
20	笠間上町町内会
21	笠間山王町内会
22	笠間町内会
23	笠間西南町内会
24	笠間田立町内会
25	笠間中央町内会
26	笠間通り町町内会
27	笠間福住町内会
28	笠間宮上町内会
29	笠間余曾根町内会
30	第２大船パークタウン自治会
31	第３大船パークタウン自治会
32	松ヶ丘町内会
33	ライブタウン大船自治会
34	ガーデンアソシエ自治会

●　・・・会館、集会所等の所在地
（自治会町内会の番号と対応しています。
会館、集会所等のない自治会町内会もあります。）

●小菅ヶ谷連合町内会自治会

№	自治会町内会名
35	市営小菅ヶ谷第二住宅自治会
36	春日町町内会
37	小菅ケ谷五月会
38	小菅ヶ谷第一町内会
39	小菅ヶ谷町内会
40	小菅ヶ谷睦会町内会
41	市営小菅ヶ谷住宅自治会
42	市営本郷台住宅自治会
43	本郷台駅前市街地住宅自治会
44	本郷台中央自治会
45	大船富士見台自治会
46	東武本郷台自治会
47	小菅ヶ谷西合戸町内会

●本郷中央連合町内会自治会

№	自治会町内会名
49	コープ野村湘南本郷台自治会
50	コープ野村本郷台自治会
51	フローラ桂台自治会
52	朝日平和台自治会
53	桂台団地自治会
54	公田町団地自治会
55	公田ハイツ自治会
56	椎郷台町内会
57	湘南ハイツ自治会
58	桂公田町会
59	桂台自治会
60	湘南桂台自治会
61	グリーンテラス本郷台自治会

●本郷第三連合町内会

№	自治会町内会名
62	鍛冶ヶ谷町内会
63	港南台プリンスハイツ自治会
64	本郷富士見ヶ丘自治会
65	元大橋町内会
66	若竹町内会
67	若竹山手町会
68	中野町内会
69	ラーバン港南台自治会

●上郷西連合町会

№	自治会町内会名
70	犬山町会
71	尾月自治会
72	上之町内会
73	亀井町自治会
74	上郷西ケ谷団地自治会
76	港南台コートハウス自治会

●上郷東連合町会

№	自治会町内会名
77	上郷町内会
78	庄戸一丁目町会
79	庄戸二丁目町会
80	長倉町自治会
81	上郷ネオポリス自治会
82	東上郷青葉ヶ丘自治会
83	上郷台共同住宅自治会
84	みどりが丘自治会
85	庄戸三丁目町会
86	庄戸四丁目町会

●連合未加入

№	自治会町内会名
12	長沼町内会
48	小山台町内会
75	上郷西ケ谷ハイツ自治会
87	庄戸五丁目町会

1 : 15,000

0　100　500　1000m

この地図は、国土地理院発行の1万分１地形図を使用し、測量法第30条に基づく成果使用承認「平27関使、第50号」の一部を転載したものである。
地図調製　（株）中央ジオマチックス

②区役所案

栄区
拠点区域マップ

区役所案（令和８年度）

地域防災拠点

地域防災拠点の地区割境界

1 : 15,000

0 100 500 1000m

出典：国土地理院発行の数値地図（国土基本情報）を加工して作成
地図調製　国土地図株式会社

栄区　自治会町内会一覧

●豊田連合町内会自治会

№	自治会町内会名
1	飯島町内会
2	富士見台自治会
3	飯島団地自治会
4	飯島ひかりが丘自治会
5	芙蓉台自治会
6	百合ヶ丘自治会
7	本郷台自治会
8	金井町内会
9	田谷町内会
10	長尾台町内会
11	コープ野村戸塚長沼自治会
13	栄リベラヒルズ自治会
14	みどり野ハイツ自治会
15	かいがら坂ハイツ自治会
16	ニューシティ本郷台パークヒルズ自治会
17	エコヒルズ横浜自治会
18	ワンダースケープ自治会

●笠間連合町内会自治会

№	自治会町内会名
19	大船パークタウン自治会
20	笠間上町町内会
21	笠間山王町内会
22	笠間町内会
23	笠間西南町内会
24	笠間田立町内会
25	笠間中央町内会
26	笠間通り町町内会
27	笠間福住町内会
28	笠間宮上町内会
29	笠間余曾根町内会
30	第２大船パークタウン自治会
31	第３大船パークタウン自治会
32	松ヶ丘町内会
33	ライブタウン大船自治会
34	ガーデンアソシエ自治会

●　･･･会館、集会所等の所在地
（自治会町内会の番号と対応しています。
会館、集会所等のない自治会町内会もあります。）

●小菅ヶ谷連合町内会自治会

№	自治会町内会名
35	市営小菅ヶ谷第二住宅自治会
36	春日町町内会
37	小菅ケ谷五月会
38	小菅ヶ谷第一町内会
39	小菅ケ谷町内会
40	小菅ヶ谷睦会町内会
41	市営小菅ヶ谷住宅自治会
42	市営本郷台住宅自治会
43	本郷台駅前市街地住宅自治会
44	本郷台中央自治会
45	大船富士見台自治会
46	東武本郷台自治会
47	小菅ヶ谷西谷戸町内会

●本郷中央連合町内会自治会

№	自治会町内会名
49	コープ野村湘南本郷台自治会
50	コープ野村本郷台自治会
51	フローラ桂台自治会
52	朝日平和台自治会
53	桂台団地自治会
54	公田町団地自治会
55	公田ハイツ自治会
56	椎郷台町内会
57	湘南ハイツ自治会
58	桂公田町会
59	桂台自治会
60	湘南桂台自治会
61	グリーンテラス本郷台自治会

●本郷第三連合町内会

№	自治会町内会名
62	鍛冶ヶ谷町内会
63	港南台プリンスハイツ自治会
64	本郷富士見ヶ丘自治会
65	元大橋町内会
66	若竹町内会
67	若竹山手町会
68	中野町内会
69	ラーバン港南台自治会

●上郷西連合町会

№	自治会町内会名
70	犬山町会
71	尾月自治会
72	上之町内会
73	亀井町自治会
74	上郷西ケ谷団地自治会
76	港南台コートハウス自治会

●上郷東連合町会

№	自治会町内会名
77	上郷町内会
78	庄戸一丁目町会
79	庄戸二丁目町会
80	長倉町自治会
81	上郷ネオポリス自治会
82	東上郷青葉ヶ丘自治会
83	上郷台共同住宅自治会
84	みどりが丘自治会
85	庄戸三丁目町会
86	庄戸四丁目町会

●連合未加入

№	自治会町内会名
12	長沼町内会
48	小山台町内会
75	上郷西ケ谷ハイツ自治会
87	庄戸五丁目町会

拠点区域の変更箇所【抜粋】 ※その他は図面参照

連合名	町内会・自治会名	新拠点（旧拠点）
豊田	11　コープ野村戸塚長沼町内会 15　かいがら坂ハイツ自治会	飯島小（豊田小）
本郷中央	58　桂公田町会の一部（本郷小分・西本郷小分）	本郷中（本郷小・西本郷小）
	50　コープ野村本郷台自治会	本郷中（西本郷小）
	51　フローラ桂台自治会 60　湘南桂台自治会の一部	桂台中（上郷小）
本郷第三	68　中野町内会の一部（本郷中分）	本郷小（本郷中）
	62　鍛冶ヶ谷町内会の一部（小山台小分）	本郷小（小山台小）
上郷西	74　上郷西ヶ谷団地自治会 75　上郷西ヶ谷ハイツ自治会 76　港南台コートハウス自治会	上郷小（旧野七里小）
上郷東	77　上郷町内会	上郷小学校に統一
笠間	大幅な変更なし	
小菅ヶ谷	西本郷小・本郷中・小山台小における 構成自治会の一部変更	

資料Ｎｏ．１２

区連会９月定例会説明資料
令和８年９月２４日
資源循環局喫煙対策・美化推進課
防災・危機管理統括本部地域防災課

お試し用トイレパックの自治会・町内会への配布について【情報提供】

１　事業の趣旨

本市では災害時のご自宅のトイレ対策として、ご家庭のトイレが使えない時に使用するトイレパック（凝固剤と処理袋のセット）の備蓄をお願いしています。

昨年度に続き今年度も、地域にお住まいの皆様にトイレパックをお試しいただき、災害備蓄品として備えていただくきっかけとしていただくため、希望する自治会・町内会の皆様にお試し用のトイレパックを配布します。

なお、配布するトイレパックは本市で災害時のトイレ対策として備蓄していた、品質保証期間が令和８年度までのトイレパックとなります。

自治会・町内会の皆様のお申込みをお待ちしています。

※例年行っている備蓄食料の無償配布について、有効活用分の在庫をフードバンク団体へ提供することができたため、今年度は実施しませんのでご承知おき願います。

２　お願いしたいこと

【区連長】　ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

３　トイレパック配布の概要

(1) 配布するトイレパック

品質保証期間が令和８年度までのトイレパックです。

(2) 配布個数

１団体あたり 200 セット（１箱）をお渡しします。

※100 セット入りの箱を２つお渡しする場合があります。

(3) 申込期間

令和８年 10 月 16 日（金）～10 月 22 日（木）

(4) 申込方法

横浜市電子申請・届出システムによる申込

https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/866e98dc-c9d7-4a06-ab2b-860d427fa8c0/start

※電話・FAX・メール・郵送でのお申込みはお受けできません。

※お渡しできない場合のみ、個別にご連絡させていただきます。

(5) 配布期間

令和８年 11 月 23 日（月）～11 月 28 日（土）

※各日９時～16 時（11 時 30 分～13 時 30 分を除く）

※日曜日を除く。祝日はお越しいただけます。

(6) 配布場所

各区の資源循環局収集事務所

※配送等は行いません。

4　留意事項

〇品質保証期間が令和８年度までのトイレパックです。

〇備蓄用としてではなく、お試し用としてご活用ください。

5　添付資料

トイレパック体験しませんか（チラシ）

【トイレパックの配布について】
資源循環局喫煙対策・美化推進課
担当　清水、三觜
電話　045-671-2555　/FAX　045-663-8199
メール sj-toilet@city.yokohama.lg.jp
【備蓄食料について】
防災・危機管理統括本部地域防災課
担当　志村、大森
電話　045-671-2011 /FAX 045-641-1677
メール bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp

お申込み
10/16(金)
～
10/22(木)

受取期間
11/23(月)
～
11/28(土)

お試し用

トイレパック体験しませんか！



横浜市備蓄品トイレパック（品質保証期間：令和8年度まで）をお譲りします

横浜市では、災害時のご自宅でのトイレ対策として、トイレパックの備蓄をお願いしています。
備蓄されていない方に体験していただきご自宅での備蓄につなげていくため、横浜市の災害備蓄品のトイレパック（品質保証期間：令和8年度まで）を、お試し用として配布させていただくこととしました。
ぜひこの機会に一度トイレパックを体験してみてください。

- 配布対象
 横浜市内の自治会・町内会
- 配布物
 品質保証期間が令和8年度までのトイレパック
 ※品質保証期間が経過した場合でも直ちに使用できなくなるものではありませんが、速やかに使用してください。
 ※不具合があっても交換・追加配布等に応じることはできかねます。
 ※お配りするものは凝固剤と汚物処理袋が1セットずつ小分けになっているものではありません。
- 申込可能数
 1団体　200セット（200セット／1箱）
 ※箱の大きさ：約縦40㎝×横30㎝×高さ27㎝
 ※箱の重さ：約4㎏
 ※100セット入りの箱×2でお渡しする場合があります。
- 受取場所
 自治会・町内会が所在する各区の資源循環局収集事務所
 ※ 配送等は行っておりません。

お渡しするトイレパックのイメージ➡



★ 1セット
・凝固剤　1個　・汚物処理袋　1枚
（お配りするものは小分けになっていません）

※ 備蓄用にはしないでください。　※ 転売など、お試し体験以外の利用はご遠慮ください。

収集事務所の場所はこちら→

お申込み方法は、裏面をご覧ください。　お問合せ先　資源循環局喫煙対策・美化推進課　Tel　045-671-2555

トイレパックとは？

Q. トイレパックってなに？

断水や給排水の破損などの理由でご家庭のトイレが使えない時に、家庭のトイレなどに設置して使用する「凝固剤」と「処理袋」のセットです。使用後はジェル状になるタイプが多いです。

Q. どこで買えるの？

ホームセンターや大型スーパー・ドッグストアなどで購入できます。

Q. いくつ用意しておけばいいの？

最低でも「ひとり1日5回×3日分×ご家族の人数分」の備蓄をしましょう。できれば7日分の備蓄をお願いします。

Q. 災害時、使い終わった後はどうやって処理すればいいの？

トイレパックだけを袋にまとめて、燃やすごみの収集日に出してください。（今回配布するお試し用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて出してください。）

お試し用トイレパックの使い方

ステップ1



洋式便器に黒い袋をかぶせる

ワンポイントアドバイス

便器に黒い袋をかぶせる前に、もう１枚袋をかぶせましょう。使用済みの袋を捨てる時に、便器の水で濡れるのを防げます。

ステップ2



用を足したら凝固剤を振りかける

凝固剤を振りかけた後はしっかりと混ざるようにしてください。トイレットペーパーも黒い袋の中に入れます。

ステップ3



黒い袋は縛って燃やすごみに出す

※ 今回配布するお試し用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて出してください

※ 固まらない場合もトイレには流さず、燃やすごみに捨ててください

お申込み方法

- **横浜市電子申請・届出システムからお申込みください**

 https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/866e98dc-c9d7-4a06-ab2b-860d427fa8c0/start

 電話やFAX、メール、郵送でのお申込みは受け付けておりません。

- **お申込み期間**　令和8年10月16日（金）～10月22日（木）

- **受取決定**　お渡しできない場合のみ、個別にご連絡させていただきます。

- **受取期間**　令和8年11月23日（月）～11月28日（土）
 （日曜日を除く、各日午前9時から午後4時　※ 午前11時30分から午後1時30分を除く）
 （お車でお越しいただく場合は、来往者駐車場に車を止め、事務室にお声掛けください）

資料№13

市連会９月定例会説明資料
令和８年９月１１日
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
ＧＲＥＥＮ×ＥＸＰＯ 推進課

横浜グリーンエクスポ来場日時予約等の開始について【情報提供】

１　趣旨

横浜グリーンエクスポ入場チケットの来場日時予約、観覧予約及びシャトルバス予約が開始されますので、情報提供させていただきます。

２　お願いしたいこと

【区連長】　ご承知おきください。
【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。
【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

３　内容（添付の記者発表資料をご参照ください）

（1）　GREEN×EXPO 2027入場チケット及び４駅シャトルバス・駐車場の日時予約開始日が決定

横浜グリーンエクスポでは、会場や周辺道路の混雑をやわらげ、より多くの皆さまに安心して快適に博覧会を楽しんでいただくため、来場日時予約制を導入します。2026年９月18日から、入場チケットの来場日時予約の受付を開始するほか、シャトルバスや駐車場の事前予約も始まります。

（2）　GREEN×EXPO 2027来場日時予約の詳細および観覧予約の導入について

2026年９月18日から、GREEN×EXPO 2027 全開催期間を対象とした来場日時予約の受付を先着順にて開始します。また、一部の展示では展示内容や体験方法に応じた楽しみ方を提供するため、当日予約に限定した観覧予約制が導入されます。

（3）　全国のコンビニでGREEN×EXPO 2027の入場チケットを販売開始します

2026年９月18日から全国のコンビニエンスストアで来場日時予約付の入場チケットを販売開始します。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
電話　045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール　da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

NEWS RELEASE

報道関係者各位

2026年7月17日
公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会

GREEN×EXPO 2027入場チケット及び４駅シャトルバス・駐車場の日時予約開始日が決定（４駅シャトルバス運賃、駐車場料金も設定）～開幕半年前の９月18日（金）からスタート～

GREEN×EXPO協会（正式名称：公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会、会長：筒井義信、所在地：横浜市中区）は、GREEN×EXPO 2027の入場チケットの日時予約、シャトルバス及び駐車場の事前予約の受付を開幕半年前にあたる2026年9月18日（金）※1から開始します。なお、これらの事前予約制は、周辺交通の混雑や来場者の集中を緩和することを目的として導入するものです。

あわせて、会場周辺の鉄道4駅※2を発着する４駅シャトルバスの運賃及び駐車場料金についても設定いたしましたので、お知らせします。

予約方法などの詳細については、決定次第、公式ウェブサイトでお知らせします。

※1 駐車場（団体バス）については８月３日（月）より予約開始。

※2 相鉄本線瀬谷駅・三ツ境駅、東急田園都市線南町田グランベリーパーク駅及びJR横浜線十日市場駅。



○入場チケットの日時予約について

（予約対象期間）

・GREEN×EXPO 2027 の全開催期間が対象。

（日時予約の変更）

・日時予約の変更は3回まで。

・予約日時に来場できなかった場合でも、それ以降の日時への変更が可能。

・変更３回目の予約日時に来場できなくなった場合でも、来場日当日の日時予約枠に空きがある場合、当日入場予約が可能。

（入場券に関するお問い合わせ）

GREEN×EXPO 2027入場券販売管理センター（受付時間 平日10:00～17:00（土・日・祝日は休業））

TEL：0570-01-8789　　e-mail：ticket-info@2027tkc.com

○４駅シャトルバス運賃

	大人	小児
一般	200円	100円
障がい者割引	100円	50円

※　小児運賃は1歳以上12歳未満（小学生以下）を対象とし、１歳未満は無料。

※　障がい者割引は、障がい者手帳等をお持ちの方等が対象。

※　1歳以上6歳未満（就学前の6歳を含む）は旅客1名につき２名まで無料。



※国土地理院地図を引用・加工

○駐車場料金

駐車場名	車　種	区　分		駐車場料金
会場駐車場	自家用車	一般	平日	5,000円
			土休日・繁忙期	7,000円
		障がい者等	平日	2,500円
			土休日・繁忙期	3,500円
	自動二輪			2,000円
	団体バス	一般		10,000円
		障がい者等		5,000円
パーク&ライド駐車場	自家用車		繁忙期のみ	3,000円

※　繁忙期とは、GW・9月等の土休日。

※　障がい者等料金の適用については、自家用車・団体バス共に、GREEN×EXPO 2027特別割引券対象者及び車いす利用者が乗車する車両。



※国土地理院地図を引用・加工

本件に関するお問い合わせ先

【本リリースに関するお問い合わせ】
GREEN×EXPO協会（公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会）
（シャトルバス・駐車場について）
交通対策室（担当：木嶋、北條、徳重）Tel：045-307-2048
（入場券について）
入場券部（担当：森井）Tel：045-307-2139
【入場券に関するお問い合わせ】
GREEN×EXPO 2027入場券販売管理センター（受付時間 平日10:00～17:00（土・日・祝日は休業））
TEL：0570-01-8789　　e-mail：ticket-info@2027tkc.com

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名　　称	２０２７年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正式略称	GREEN×EXPO 2027（グリーンエクスポニーゼロニーナナ）
開催場所	横浜市瀬谷区・旭区（旧上瀬谷通信施設）
開催期間	2027年３月19日(金)～ 2027年９月26日(日)　192日間
テーマ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域	約100ha(内、会場区域80ha)
クラス	A１(最上位）クラス(AIPH承認＋BIE認定)
有料来場者数	1,000万人以上
公式サイト	https://expo2027yokohama.or.jp/



公式マスコットキャラクター
「トゥンクトゥンク」

NEWS RELEASE

報道関係者各位

2026年８月27日

公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会

GREEN×EXPO 2027 来場日時予約の詳細および観覧予約の導入について

GREEN×EXPO協会（正式名称:公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会、会長:筒井義信、所在地:横浜市中区）は、2026年9月18日(金)より、入場チケットの来場日時予約を開始いたします。これに伴い、来場日時予約の時間などの詳細を決定しました。また、会場内の一部展示についても、観覧予約を導入いたします。

来場日時予約について

GREEN×EXPO 2027 では、混雑緩和および安全な運営の観点から、入場に際して来場日時予約制を導入します。9 月 18 日(金)より、GREEN×EXPO 2027 全開催期間を対象とした来場日時予約の受付を先着順にて開始いたします。

各時間帯には混雑状況に応じ、一定の予約可能人数の上限を設定する予定です。

予約時間	予約可能対象券種
9:30-	1 日券、特別割引券、 通期パス、夏パス(夏の決まった期間のみ)
10:30-	
11:30-	
12:30-	
13:30-	
14:30-	
17:00-	上記の券種に加え、夜間券

※開場時間は 9 時 30 分～21 時 30 分です。最終入場は 21 時となります。

予約した時間以降であれば、いつでも入場ができます。なお、別日の来場を希望する場合は、

来場日時の変更が必要です。（来場日時は、3 回まで変更が可能です。）

〇新規で来場日時指定の入場チケットを購入する場合
公式チケットサイトにおいて、「来場日時を指定して購入する」をクリックし、来場日時指定の入場チケットを購入してください。

〇来場日時が指定されていない入場チケットをお持ちの場合
公式チケットサイトにログインの上、「来場日時予約」をクリックし、日時予約を行ってください。
なお、他の方がお持ちのチケットもまとめて来場日時予約を申し込むこともできます。

〇公共交通機関・自家用車での来場について
会場周辺の鉄道 4 駅からのシャトルバス、会場駐車場を利用する場合は事前予約が必要です。

観覧予約について

GREEN×EXPO 2027 では、屋外の庭園や花壇など、予約がなくても自由に楽しめる空間が大きく展開されます。一方、一部の展示については、展示内容や体験方法に応じた楽しみ方を提供するため、当日予約に限定したシンプルな予約制を導入します。

来場当日、公式チケットサイトにて、予約時間以降の枠が予約できます。また、予約時間以降であれば、入場前でも予約することが可能です。

観覧予約はチケット 1 枚につき 1 日 1 回までとし、予約枠は 1 日 3 回に分けて順次開放します。アクセス集中を防ぎながら、より多くの来場者に公平に観覧の機会を提供します。

観覧予約の 1 日のスケジュールは以下のとおりです。

観覧予約開放時間	観覧予約可能枠
8:00	10:00-12:00
11:30	12:00-17:00
16:30	17:00-各施設の最終枠まで開放

※開場時間は 9 時 30 分～21 時 30 分です。

現在、各出展者等において、展示の観覧予約の導入について検討中であり、決定後、公式ホームページで発表します。

本件に関するお問い合わせ先

GREEN×EXPO協会（公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会）

入場券部入場券課（担当：森井）
Tel：045-307-2139

入場券に関するお問い合わせ先

GREEN×EXPO 2027入場券販売管理センター
（受付時間 平日10:00～17:00（土・日・祝日は休業））
TEL：0570-01-8789　　e-mail：ticket-info@2027tkc.com

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名　　称　　２０２７年国際園芸博覧会
　　（International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan）
正式略称　　GREEN×EXPO 2027（グリーンエクスポニーゼロニーナナ）
開催場所　　横浜市瀬谷区・旭区（旧上瀬谷通信施設）
開催期間　　2027年３月19日(金)～ 2027年９月26日(日)　192日間
テ　ーマ　　幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域　　約100ha(内、会場区域80ha)
ク　ラス　　A１（最上位）クラス(AIPH承認＋BIE認定)
有料来場者数　1,000万人以上
公式サイト　https://expo2027yokohama.or.jp/



公式マスコットキャラクター
「トゥンクトゥンク」

NEWS RELEASE

報道関係者各位

2026年9月2日

公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会

全国のコンビニでGREEN×EXPO 2027の入場チケットを販売開始します

～行きたい日が決まったら、コンビニへ。来場日時予約付チケット販売開始！～

GREEN×EXPO協会（正式名称：公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会、会長：筒井義信、所在地：横浜市中区）は、公式チケットサイト等においてGREEN×EXPO 2027の入場チケットを販売しております。このたび、来場日時予約が開始される2026年9月18日（金）から、全国のコンビニエンスストアで来場日時予約付の入場チケットを販売開始します。

購入機会を拡大することで、より多くの皆様にGREEN×EXPO 2027への来場を検討いただくきっかけを創出するとともに、入場チケット購入の利便性向上を図ります。

コンビニエンスストアでのチケット販売概要

1　販売予定のコンビニエンスストア

・セブン‐イレブン

・ファミリーマート

・ローソン

2　入場チケットの詳細

〇取扱券種

1日券（早割価格・通常価格）、特別割引券、夜間券

※販売時期により取扱券種が異なります。

〇入場チケットの形態

紙チケット（引換不要）

〇来場日時予約について

来場日時予約付のチケットのため、オンラインでの予約手続きなしで、コンビニエンスストアで発券されたチケットをお持ちいただくだけでご入場いただけます。

※来場日時を変更する場合は、発券されたチケットに記載のチケットIDを公式チケットサイトに登録の上、お客様自身で来場日時予約の変更手続きをする必要があります。

3　販売スケジュール

来場日時予約開始日の2026年9月18日（金）から販売を開始し、順次、券種や対象となる来場日時を拡大していきます。

販売期間	券種	対象期間
2026年9月18日（金）から 2026年12月8日（火）	・１日券　早割価格 ・特別割引券	2027年3月19日（金）から 2027年6月30日（水）
2026年12月9日（水）から 2027年3月18日（木）	・１日券　早割価格 ・特別割引券	全期間
2027年3月19日（金）から 2027年9月26日（日）	・１日券　通常価格 ・特別割引券 ・夜間券	全期間

※購入には、各販売事業者所定の発券等の手数料が必要となる場合がございます。

※展示に係る観覧予約を希望される場合は、チケットに記載のチケットIDを公式チケットサイトに登録の上、観覧予約の手続きを行っていただく必要があります。

※公共交通機関や自家用車で来場する場合は、会場周辺の鉄道4駅から発着するシャトルバス、または駐車場の予約が必要です。

本件に関するお問い合わせ先

【本リリースについて】
GREEN×EXPO協会（公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会）
入場券部入場券課　担当：森井　TEL：045-307-2139
【入場チケットについて】
GREEN×EXPO 2027入場券販売管理センター（受付時間 平日10:00～17:00（土・日・祝日は休業））
TEL：0570-01-8789　　e-mail：ticket-info@2027tkc.com

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名　　称　２０２７年国際園芸博覧会
　　(International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正式略称　GREEN×EXPO 2027（グリーンエクスポニーゼロニーナナ）
開催場所　横浜市瀬谷区・旭区（旧上瀬谷通信施設）
開催期間　2027年３月19日(金)～ 2027年９月26日(日)　192日間
テ　ー　マ　幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域　約100ha(内、会場区域80ha)
ク　ラ　ス　A１(最上位）クラス(AIPH承認＋BIE認定)
有料来場者数　1,000万人以上
公式サイト　https://expo2027yokohama.or.jp/



公式マスコットキャラクター
「トゥンクトゥンク」

資料 No. 14

区連会９月定例会資料
令和８年９月 24 日
栄区区政推進課

横浜グリーンエクスポ機運醸成ステッカーの掲示について（依頼）

１　事業の趣旨

横浜市では、2027 年に開催される横浜グリーンエクスポをみんなで盛り上げていくために、広報用ステッカーを作成・配布しています。栄区においても横浜グリーンエクスポを応援している気持ちを表し、区民の機運をより一層高めていくために、自治会町内会館等への機運醸成ステッカーの掲示にご協力いただきますようお願いいたします。

２　お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。
【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。
【単位会長】自治会町内会館等への機運醸成ステッカーの掲示のご協力をお願いします。

３　ステッカーの概要

・仕様：11cm×11cm、両面シール
・自治会町内会館等のほか、商業施設、店舗、飲食店、クリニック、オフィス・営業所へ配布しています。

４　掲示場所

自治会町内会館等の入口、窓、受付周辺など、来訪者の目に触れやすい場所への掲示をお願いします。

※各自治会町内会に２枚ずつ配布しますが、関連する施設等がある場合は追加で配布しますので、下部に記載の連絡先へご連絡をお願いします。
※個人宅には掲出しないようお願いします。

入口 掲示イメージ



5　掲示期間

2027 年（令和９年） ９月 26 日（日）まで
※期間終了後につきましては、恐れ入りますが撤去のうえ、廃棄していただきますようお願いいたします。

担当：栄区区政推進課企画調整係
片柳・大辻
電話 ８９４－８１６１
FAX ８９４－９１２７

区連会９月定例会資料
令和８年９月24日
区政推進課

栄区内の花と緑の魅力スポットの募集について【情報提供】

１　事業の趣旨

栄区では、誰もが四季折々に咲く花の彩りを感じ、心豊かに生活できるよう、区民の皆さまと一緒に、まちなかに花いっぱいの空間を創るとともに、世代を超えて「花を愛し、育む人の輪」を広げる取組を行っています。

区民の方により自然を身近に感じていただくために、栄区の花や緑が魅力的な場所を紹介するパンフレットを作成します。つきましては、パンフレットで紹介可能なお庭や花壇等を募集します。

２　お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。
【地区連長】ご承知おきください。
【単位会長】定例会等で情報提供をお願いします。

３　パンフレットについて

（１）掲載内容
①令和９（2027）年度にオープンガーデン(※)開催予定の会場の紹介、会場周辺のマップ
②花や緑が魅力的な場所の紹介（公園や商店街等）
(※)オープンガーデンとは、期間限定で個人宅のお庭を開放し、来場者の皆さんに自由に巡っていただくイベントを指します。

（２）パンフレット発行時期
令和９年４月発行

４　応募要領

（１）応募対象
①　令和９(2027)年度にオープンガーデンを開催する団体（会場３カ所以上有すること）
②　庭・花壇・プランター等を管理する愛護会などの地域の団体等（法人を含む）

（２）応募方法
掲載会場申込書・写真を郵送もしくはメールまたは直接栄区区政推進課企画調整係までお持ちください。

（３）応募締切
令和８年12月３日（木）17時必着

栄区区政推進課
担当　片柳、大辻
電話 045-894-8161/FAX 045-894-9127
ﾒｰﾙ　sa-kikaku@city.yokohama.lg.jp

栄区内の
花と緑の魅力スポットを募集します！



今年も、区内のオープンガーデン会場や花木・花壇がきれいな場所を紹介するパンフレットを作成します！オープンガーデンとは、期間限定で個人宅のお庭を開放し、来場者の皆さんに自由に巡って楽しんでいただくイベントです。

今回のパンフレットでは、**令和９年度にオープンガーデンを開催する予定のお庭や、団体・グループで手入れをされている公園、商店街の花壇等**を掲載します。日頃、心を込めて手入れをされているお庭や花壇を紹介しませんか。
（令和９年４月発行予定）

パンフレットの概要

●**掲載内容**

①オープンガーデンの会場の紹介、
　会場周辺のマップ

②花や緑がきれいな場所の紹介
　（公園・商店街等）

など

●**発行時期**　令和９年４月頃

※掲載内容等は変更になる場合があります。



令和８年度版パンフレット

募集内容

裏面の募集要領を必ずお読みいただき、ご了承の上お申し込みください。

●**応募方法**　掲載会場申込書・写真を郵送、メールまたは直接企画調整係までお持ちください。

●**応募締切**　**令和８年12月３日（木）17時必着**

●**問 合 せ**　栄区役所区政推進課企画調整係（担当）片柳・大辻
電話：894-8161　ＦＡＸ：894-9127
メール：sa-kikaku@city.yokohama.lg.jp

花サクサカエ　検索

詳細は、裏面の募集要領をご覧ください。

花サク
サカエ

栄区「花と緑の魅力スポット紹介パンフレット」掲載会場募集要領

募集対象

(1) 令和９年 (2027年) 度にオープンガーデンを開催する団体（会場３か所以上を有すること）
(2)庭・花壇・プランター等を管理する愛護会などの地域の団体等（法人を含む）

応募方法

- 栄区「花と緑の魅力スポット紹介パンフレット」掲載会場申込書に必要事項をご記入のうえ、写真を添付して下記申込先あてメール、郵送または直接企画調整係にお持ちください。
- オープンガーデンを開催する団体は、申込書と合わせて、下記①~⑤を記載したお庭の一覧をご提出ください。
 ①ガーデンの名称
 ②ガーデンの住所
 ③公開方法（敷地内見学可能か、敷地外からの見学のみか）
 ④トイレの貸出協力の可否
 ⑤見どころ（50文字程度）
- なお、メール送信の際の写真のサイズは合計5MB以下にしてください。

注意事項

- ご応募いただいた庭や花壇などは、申込書の内容及び写真をもとに、パンフレットを作成し、区民向けに配布する予定です。
- 提出いただいた資料を確認の上、掲載の可否について連絡させていただきます（1月頃）。
- パンフレット、ウェブページ及び広報活動において、地図・写真などを掲載します（掲載内容については、事前に確認させていただきます。）。
- ご提出いただいた写真等は返却できませんのでご了承ください。
- 当事業を通じて得た個人情報は、当該事業の進行及び管理の目的以外には使用しません。

申込締切

令和８年12月３日（木）17時　区役所必着

申込先

栄区役所 区政推進課企画調整係
「栄区花と緑の魅力スポット担当」あて
・郵送先：〒247-0005 栄区桂町303-19
・メール：sa-kikaku@city.yokohama.lg.jp

切り取り

栄区「花と緑の魅力スポット紹介パンフレット」掲載会場申込書

私たちは、栄区「花と緑の魅力スポット紹介パンフレット」の募集要領の内容に同意し、栄区が撮影した写真や提出した写真・文書が、パンフレット及びインターネット等の広報媒体において公開されることを承諾します。

団体名・グループ名			
代表者氏名	（ふりがな）		
代表者住所	〒（　　）		
電話番号	（　　）	E-mail	
見どころ			

オープンガーデンを開催する団体のみご記入ください

開催日程		会場数	か所

資料№16

区連会９月定例会説明資料
令和８年９月２４日
市民局地域活動推進課

認可地縁団体制度の一部変更について【情報提供】
（代表者等の住所の非表示化）

１　趣旨

自治会町内会の皆様におかれましては、日頃より地域の様々な活動にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

地方自治法施行規則改正に伴い、令和８年 10 月１日より、個人情報保護の観点から、認可地縁団体の代表者等の住所※が原則として非表示となります。

これに伴い、認可地縁団体台帳の写し(証明書)の交付手続等に一部変更がございますので、お知らせします。

２　お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。
【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。
【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

３　主な変更点

現在、認可地縁団体の代表者等の住所については、認可地縁団体台帳の写し(証明書)や告示（市報・掲示）に記載されていますが、令和８年 10 月１日以降は、**原則非表示**となります。

（１）認可地縁団体台帳の写し(証明書）の交付

10 月１日以降に区役所地域振興課で交付する認可地縁団体台帳の写しについて、**代表者等の住所が非表示**となります(過去の代表者の住所含む)。

なお、住所が記載された証明書をご希望の場合は、**本人または代理人からの請求**が必要となります(本人確認書類または委任状をお持ちください)。

（２）団体の認可または変更時の告示(市報・掲示)

団体の認可または変更に伴う告示(市報・掲示)においても、10 月１日から代表者等の住所が掲載されなくなります。

※非表示となる認可地縁団体の代表者等の住所

ア　認可地縁団体の代表者の住所　　イ　裁判所により選任された認可地縁団体の代表者の職務代行者の住所
ウ　認可地縁団体の代理人の住所　　エ　認可地縁団体の清算人の住所
オ　認可地縁団体の主な事務所の所在地（アからエまでに掲げる住所と同一の場合に限る）

市民局地域活動推進課
担当　竹ノ内、渡邉
電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
ﾒｰﾙ　sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

資料No. 17

区連会９月定例会資料
令 和 ８ 年 ９ 月 24 日
栄 区 地 域 振 興 課

各自治会町内会長　様

栄区地域振興課長

第 37 回栄区民ロードレース大会の開催について【協力依頼】

1　事業の趣旨

区民の体力向上及び健康づくりに役立てるとともに、スポーツを通じて区民の相互の親睦を図ることを目的に、栄区民ロードレース大会を開催します。

2　お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。
【地区連長】ご承知おきください。
【単位会長】各自治会町内会掲示版にて「参加者募集チラシ」の掲示をお願いします。

3　大会概要（詳細は募集チラシを参照ください。）

(1)　主催
栄区民ロードレース大会実行委員会、横浜市栄区
事務局：栄区地域振興課

(2)　開催日時
令和９年１月 16 日（土）８時～12 時　※雨天決行、荒天中止

(3)　開催場所
栄区埋蔵文化財センター及びその周辺道路（住所：横浜市栄区野七里二丁目３番１号）

(4)　対象者
各種目の出場距離を完走できる方ならどなたでも参加できます。

(5)　募集期間
ア　栄区優先エントリー期間：令和８年 10 月１日（木）～令和８年 10 月 12 日（月）
※栄区在住、在勤、在学、在スポーツクラブの方が対象です。
イ　一般エントリー期間　　：令和８年 10 月 13 日（火）～令和８年 11 月 11 日（水）
※「栄区優先エントリー期間」の対象者は「一般エントリー期間」も申込可能です。

【問い合わせ】
栄区民ロードレース大会実行委員会事務局
(栄区地域振興課 生涯学習支援係内)
山崎、森
電話：894-8395／FAX：894-3099



第37回栄区民ロードレース大会



2027.1/16(土)

8:00~12:00 ※雨天決行・荒天中止

参加者募集！

こどもから大人まで
栄区以外の方も
大歓迎！



栄区いたち川マスコット
タッチーくん



コース：埋蔵文化財センター周辺（横浜市栄区野七里2-3-1）

1.8kmコース / 3.8kmコース / 10kmコース

エントリー締切 2026.11/11(水)

栄区優先エントリー期間 2026.10/1(木)～
対象者：栄区在住・在勤・在学・在スポーツクラブの方

一般エントリー期間 2026.10/13(火)～
対象者：どなたでも（居住地は問いません）

エントリーはこちら

※「栄区優先エントリー期間」の対象者は「一般エントリー期間」も申込可能です。 ※各コース定員になり次第、締め切ります。

協賛

栄区連合町内会
銀杏建設株式会社
(株)エイチワイ横浜
KIOXIA
栄開発株式会社
三輝建設株式会社
住友電工 Connect with Innovation
大和ハウス工業
有限会社千田建設
横浜建設株式会社
株式会社梅原工業
権藤建設
医療法人社団聖仁会 栄聖仁会病院
株式会社信光社
Cesame Cesame Sports Club
TATSUNO
株式会社トキワ
日本キャドテック(株)
有限会社 浜建
株式会社 宮古寿司
ユーコープ 上郷店
株式会社緑心園
ワークマン 横浜上郷店

協賛物品

石井造園株式会社
Otsuka 大塚製薬
FANCL
湯快爽快
(c)1992 Y.MARINOS
©YDB

主催：栄区民ロードレース大会実行委員会、横浜市栄区　主管：栄区スポーツ協会、栄区スポーツ推進委員連絡協議会

協力：栄交通安全協会、栄交通安全母の会、栄区青少年指導員協議会、栄区子ども会連絡協議会、栄警察署、栄共済病院、横浜市スポーツ協会　共催：横浜マラソン組織委員会

大会概要

日時 2027年1月16日(土) 8:00～12:00　**コース** 埋蔵文化財センター周辺(横浜市栄区野七里2-3-1)

種目・対象

- ●各種目の出場距離を完走できる方ならどなたでも参加できます(居住地は問いません)。
- ●1.8kmコースは、小学生単独で参加できます。保護者の参加は任意です(別途申込必要)。
- ●10kmコースについては、80分以内を目途に完走できる方
 (交通規制時間の関係上、関門を設け、時間内にゴールが見込めない場合は途中棄権となります。)

コース	種目	定員	対象	参加費※
1.8kmコース	小学5・6年生の部	250人	小学生5・6年生　参加者の保護者	1,500円
	小学3・4年生の部	250人	小学生3・4年生　参加者の保護者	
	小学1・2年生の部	250人	小学生1・2年生　参加者の保護者	
3.8kmコース	中学生以上の部	100人	中学生	
			高校生以上	3,500円
10kmコース	健脚の部	500人	高校生以上	
	シニアの部	50人	60歳以上(大会当日時点)	

※別途、申込手数料がかかります。

表彰・参加賞

各種目1位～3位(男女別)へ表彰 (1.8kmコースの保護者は対象外)

- ●各種目の栄区民※の順位1位(男女別)へ区民賞を授与
- ●成績が上位の希望者に**「横浜マラソンチャレンジ枠」**付与(予定)※
- ●参加者全員に**タッチーくんオリジナルグッズ**をプレゼント
- ●協賛企業からのプレゼントもあります!

※栄区在住・在勤・在学・在スポーツクラブの方が対象

大会ホームページに記載の開催要項及び申込規約をご確認いただいた上で、お申込みください。

栄区　ロードレース大会

注意事項

❶申込締切日前であっても、定員になり次第締め切ります。

❷大会当日はお申込みいただけません。必ず締切日までにお申込みください。

❸ゼッケン、記録用チップ、参加賞は、12月末までに**事前発送します。**

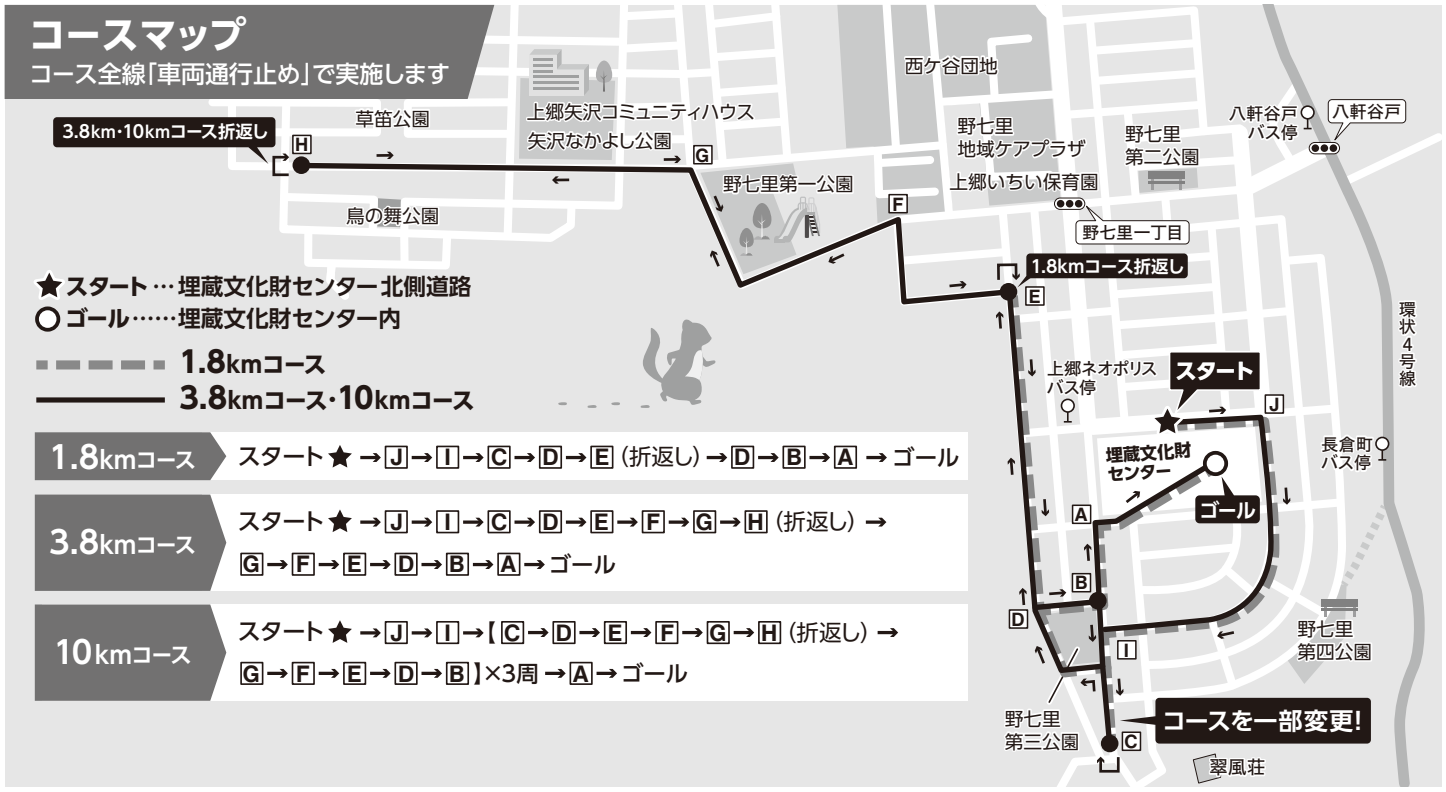
❹大会終了後、大会HP等にて計測記録を掲載します。

❺**会場には駐車場がありません。**公共交通機関を利用してご参加ください。
(大船駅発「上郷ネオポリス行」(神奈川中央交通)のバスが増便予定です。)
近隣の路上や店舗駐車場(ユーコープ上郷店やクリエイトS・D栄上郷町店等)には絶対に駐車しないでください。

❻自転車・バイクでお越しの場合は、埋蔵文化財センター敷地内の臨時駐輪場をご利用ください。

コースマップ

コース全線「車両通行止め」で実施します



1.8kmコース　スタート★ →J→I→C→D→E (折返し) →D→B→A → ゴール

3.8kmコース　スタート★ →J→I→C→D→E→F→G→H (折返し) →
G→F→E→D→B→A→ ゴール

10kmコース　スタート★ →J→I→【C→D→E→F→G→H (折返し) →
G→F→E→D→B】×3周 →A→ ゴール

参加申込に関するお問い合わせ

スポーツエントリー
TEL/0570-039-846(平日10:00～17:00)

大会に関するお問い合わせ

栄区民ロードレース大会 実行委員会事務局(栄区役所地域振興課内)
TEL/045-894-8395(平日8:45～17:00)　FAX/045-894-3099
E-mail/sa-road@city.yokohama.lg.jp

資料№. 18

区連会９月定例会資料
令和８年９月 24 日
地　域　振　興　課

自治会町内会長　各位

栄区地域振興課長

栄区自治会町内会デジタル活用講座の開催について（事業説明）

自治会町内会で使える！役立つ！LINE で情報発信 体験講座

１　趣旨

近年、自治会町内会では加入率の低下や担い手不足などの課題が顕在化しています。そこで、役員等の負担軽減や担い手不足の解消、地域活動の活性化及び加入率低下の抑制につなげるべく、自治会町内会活動の中で実際に活用できる具体的なデジタル活用手法を学ぶ講座を実施します。

２　お願いしたいこと

【区連長】　ご承知おきください。

【地区連長】自治会町内会長へ周知をお願いします。

【単位会長】自治会町内会へご周知いただくとともに、ご担当者様の講座への参加推奨をお願いいたします。

３　概要

（１）日時：令和８年 11 月 13 日（金）18 時 00 分から 20 時 00 分

（２）会場：栄区役所　新館４階８・９号会議室

（３）対象：・活動にデジタルツール導入を検討している自治会町内会
・LINE を活用することに関心がある自治会町内会
・区内自治会町内会関係者、(おすすめの方：デジタルの情報発信に興味のある方、回覧板を電子化したい方、LINE 活用に興味関心のある方、LINE 公式アカウントを導入し始めたばかりの方)

（４）定員：20 名（１団体２名まで）
※応募者多数の場合は抽選になることがあります。

（５）内容（予定）：デジタル化支援を行う専門家による LINE 活用講座/事例紹介
：なるほど！実感！自治会町内会向け LINE 公式アカウント体験

（６）講座の流れ（予定）
・専門家による LINE 活用講座/事例紹介
デジタル活用の有用性、情報発信の３つのパターン、事例紹介、LINE について
・なるほど！実感！町会向け LINE 公式アカウント体験
受信側（自治会町内会員）としての体験、配信側（運営者）としての体験、操作テキストあり

※講座終了後に講座で配布する資料を栄区連合町内会ホームページに掲載します

（７）申込方法

別添申込書に必要事項をご記入の上、10 月 30 日（金）までにお申し込みください。

Ｅメールでお申し込みの場合は sa-chikatsu@city.yokohama.lg.jp 宛に申込書をお送りください。

（８）その他：区役所駐車場は台数に限りがございますので、お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

栄区連合町内会 HP
二次元コード

担当　栄区連合町内会事務局（栄区地域振興課内）
出丸、平井
電話 045-894-8391　FAX 045-894-3099
Ｅメール sa-chikatsu@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会デジタル活用講座申込書

令和８年 11 月 13 日(金)18 時 00 分から 20 時
栄区役所新館４階８・９号会議室

＜自治会町内会名＞

＜出席者氏名＞

＜自治会町内会での役職＞

10 月 30 日（金）までに、Ｅメールで sa-chikatsu@city.yokohama.lg.jp 宛にお申し込みください。
※会場の都合上、１団体２名までとさせていただきます

事前アンケート

１　参加動機（記入式）
例：LINE の活用に興味があったから。回覧板のデジタル化に関心があった。など

２　現在自治会町内会で使用しているデジタルツール（複数選択可、〇をしてください）

LINE 公式アカウント、LINE オープンチャット、ホームページ、SNS
その他（　　）

３　LINE 活用で気になっていること（記入式・自由回答）

自治会町内会で使える！役立つ！

LINEで情報発信体験講座

参加無料



講座の流れ（予定）

① 専門家によるLINE活用講座
- ・デジタル活用の有用性
- ・情報発信の3つのパターン
- ・他自治会での活用事例

② LINE公式アカウント体験
- ・受信側（町会員）としての体験
- ・配信側（運営者）としての体験

講師

株式会社LOCAL JAPAN　代表取締役　頼　栄明 氏

地域情報サイトの運営やホームページ制作、LINE・SNS活用支援を行う、地域の情報発信の専門家。
自治会町内会などのデジタル活用支援にも多数携わり、2025年には横浜市と連携協定を締結。
初心者にもわかりやすく、実践しやすい講座を行っている。



日時　令和8年11月13日（金）18:00～20:00

会場　栄区役所　新館4階8・9号会議室

持ち物　ご自身のスマートフォン

定員　20名（1団体2名まで）　※応募多数の場合は抽選となります。

対象　活動にデジタルツール導入を検討している自治会町内会
LINEを活用することに関心がある自治会町内会

こんな方におすすめ
- ● デジタルの情報発信に興味のある方
- ● 回覧板を電子化したい方
- ● LINE活用に興味関心のある方
- ● LINE公式アカウントを導入し始めたばかりの方　など

申込み　10月30日（金）までに、以下のいずれかの方法でお申し込みください。

① Eメール　必要事項をご記入のうえ、sa-chikatsu@city.yokohama.lg.jp に送信してください。
② 申込用紙　裏面の「申込書」に必要事項をご記入の上、窓口までお申し込みください。

◀ 栄区連合町内会HP二次元コード
※講座資料は、講座終了後に栄区連合町内会のホームページに掲載します。

栄区地域振興課　出丸、平井
電話：045-894-8391　FAX：045-894-3099
Eメール：sa-chikatsu@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会デジタル活用講座申込書

令和8年11月13日(金)18:00～20:00
栄区役所 新館4階8・9号会議室

10月30日(金)までに、Eメール sa-chikatsu@city.yokohama.lg.jp 又は 栄区地域振興課窓口までお申し込みください。 ※会場の都合上、1団体2名までとさせていただきます。

【必要事項】

自治会町内会名 _____

自治会町内会での役職　出席者氏名(2名まで)

①　参加動機(記入式)

例:LINEの活用に興味があったから。回覧板のデジタル化に関心があった。など

②　現在自治会町内会で使用しているデジタルツール(複数選択可、○をしてください)

LINE公式アカウント　・　LINEオープンチャット　・　ホームページ　・　SNS
その他(　　)

③　LINE活用で気になっていること(記入式・自由回答)

区役所駐車場は台数に限りがございますので、お越しの際は公共交通機関をご利用ください。